

## 会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 令和6年9月11日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎

1. 欠席議員 2名

18番	須藤京子
22番	石原幸雄

## 1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
副 市 長	鷹 羽 伸 一
教 育 長	川 村 始 子
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	糸 賀 修
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	二野屏 公 司
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 政策企画課長	淀 川 欽 市
総務部次長兼 人 事 課 長	石 野 尚 生
総務部次長兼 契約検査課長	門 倉 史 明
市民部次長兼 市民活動課長	斎 藤 正 浩
保健福祉部次長兼 医療年金課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	石 塚 悟
環境経済部次長	藤 木 光 二
環境経済部次長兼 廃棄物対策課長	岩 瀬 義 幸
建 設 部 次 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育総務課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	大里明子
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課副参事	滝本仁
庶務議事課主査	椎名紗央里

## 令和6年第3回牛久市議会定例会

### 議事日程第4号

令和6年9月11日（水）午前10時開議

#### 日程第1．一般質問

---

午前10時00分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

18番須藤京子議員、22番石原幸雄議員から欠席の届出がありました。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

---

○

一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、11番加藤政之議員。

〔11番加藤政之議員登壇〕

○11番 加藤政之 議員 皆様、改めまして、おはようございます。

本日最初の質問者になりました、会派市民クラブ、立憲民主党、加藤政之でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

私からの質問は、ゲリラ豪雨や台風に対する水害対策についてです。

近年、線状降水帯の発生やゲリラ豪雨、台風の影響による大雨により、水の被害が全国各地で発生しております。今年7月には、秋田県、山形県などで梅雨前線の影響による大雨となり、降雨量が10以上の地点で観測史上1位が更新され、24時間雨量は秋田県南部で10年から100年に一度、山形県では、最上川流域を中心とした広い範囲で100年に一度の大雨となり、越水による氾濫が発生し、各地で浸水などの被害が発生したほか、こちらのこの秋田県、山形県の被害は、政府は今月6日に、秋田、山形県の被害を含む6月8日から7月30日の豪雨を激甚災害に指定すると閣議決定しております。それだけ甚大な被害が出たということですが、8月にもゲリラ豪雨による道路冠水が東京、埼玉などで発生し、東京の地下駅や地下通路などが浸水している映像や、強力な水流が下水道のマンホールを吹き飛ばす映像などもSNS等で拡散され、ニュースでも大きく取り上げられ、多くの方が水害の怖さを改めて認識したと思います。

これらのゲリラ豪雨は、地球温暖化に伴う気候変動の影響によると見られ、日本でも近年夏の暑さが異常気象とも言える、まさに災害級の暑さとなっており、今後も線状降水帯の発生やゲリラ豪雨による大雨、短時間強雨の発生や降水量が増大することが予測されており、大規模な水害が発生する可能性が高くなることが懸念されております。

このような背景から、本市でも今後想定外の水害が起きる可能性が否定できないことから、新たな対策が必要なのではないかと考えます。そこで、まず初めに、近年のゲリラ豪雨による道路

などの冠水箇所の把握と、台風などの被害状況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

近年の異常気象とも言える線状降水帯の発生や、非常に発達し勢力を保ったまま接近する台風、ゲリラ豪雨と言われる急激に雨雲が発達し局所的に発生する豪雨などにより、一時的に道路排水が追いつかず、道路の排水整備は進んでいるものの、市内でも道路冠水が一部見受けられます。

このような道路冠水箇所につきましては、過去に発生した箇所の記録や、これまでの整備実績、把握している未整備箇所、開発などにより近年地形が変化した箇所など、蓄積されたデータと経験を基にした降雨時の職員による現場巡回や、市民や通行者からの情報提供を基に現地確認を行い、発生箇所の把握に努めております。

また、排水不良に起因する道路冠水などの対策として、日頃よりU字溝や集水ますの定期的な清掃を実施するとともに、台風や前線の接近など豪雨の発生が予測される場合には、事前にグレーチングなどの点検・清掃を行い、道路冠水の抑制に努めております。

台風や豪雨などによる被害についてですが、昨年の6月に発生しました豪雨による被害は、茨城県管理の河川が越水したことによるものが大きく、茨城県が設置した牛久沼越水対策検討委員会をはじめとし、原因や再発防止策を検討した上で、県において既に対策が実施されております。その他の市内における冠水等の被害への対応としましては、原因等の調査を行い、道路から宅地への流出防止を目的とした舗装端へのアスカーブ設置や集水ますを増やすなどの対応を行っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 昨年の6月に発生した台風2号の影響で、本市でも床下浸水1件をはじめ、道路冠水11件、車両水没5件、道路陥没などの被害があったことは記憶に新しいと思います。道路冠水箇所の把握に、降雨時の職員による現場巡回や、市民や通行者からの情報提供を基に現地確認が実施されているとのことで、現場確認している職員の方には大変な御苦労だと思いますが、やはり近年の全国各地での大雨被害をニュースなどで目に見ると、そういった冠水箇所の把握はこれからも非常に重要になってくるのではないかと考えます。

また、排水不足に起因する道路冠水などの対策として、U字溝や集水ますの定期的な清掃を行っているとの御答弁がございましたが、この時期U字溝の中などに草が生えてしまっている箇所などが、特に夏場はところどころ目にする可能性がありますので、夏場の暑い時期にこういった清掃を行う現場の職員の方は非常に大変かとは思いますが、被害を防ぐためにも必要ですので、今現在もところどころU字溝に草が生えてしまっている箇所も目にするので、対応をお願いしたいと思います。

それと、このU字溝に関してですが、市民の方から家の前の道路にU字溝が設置されておらず、大雨などの日に家の前の道路に水たまりができてしまって不安だという声が届いていますので、U字溝の設置に関しても、そういった声があるということを考慮していただきたいと思っております。

次に、想定外の豪雨による被害が全国各地で発生し、様々な被害が発生している状況を考えますと、この先本市でもそういった想定外の水害も十分考慮する必要があると考えます。

そこで、次の質問です。想定外の雨量による新たな道路冠水などの浸水危険箇所はどのような方法で把握しているか。また、想定外の雨量による被害予測についても併せて伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

近年の降雨は、線状降水帯の発生などにより局地的かつ集中的に発生し、市街地の都市化と相まって道路冠水や浸水被害は激甚化しております。

このような気象状況の変化への対応を図るため、令和5年度に市街地を中心とした下水道事業区域における豪雨時の浸水シミュレーションを行い、内水氾濫による浸水箇所や浸水深さなどをまとめた内水浸水想定区域図を策定しております。

浸水シミュレーションにおきましては、牛久市下水道事業計画に定めている1時間当たり50.7ミリの降雨だけではなく、国土交通省から示されている関東地方で想定される最大降雨量である1時間当たり153ミリの降雨に対する検討も実施しており、実際に発生したことの無い、まさに想定外の雨量による危険箇所と被害予測についても把握に努めております。

また、実際に局地的・集中的豪雨が発生した際には、職員が浸水想定箇所も含めて現場巡回を実施いたしまして、シミュレーションによる予測結果と現地状況との相違の把握に努めております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 浸水シミュレーションを行っているとの御答弁でございましたが、再質問したいと思います。

その浸水シミュレーションでは、具体的にどのような被害が出ると予測されているか。大体雨の強さを測る指標としましては、1時間の降雨量ですと20から30ミリ未満で地面一面に水たまりができる程度の降雨量で、それ以上の30から50ミリですと道路は川のような可能性があるかと予測されていますが、そういった何ミリ以上だとこのような被害が発生する可能性があるといった形でお答えください。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

浸水シミュレーションでは、1時間当たり50.7ミリと153ミリの降雨で検証を実施しています。これは先ほどお答えしたとおりです。検証では、それぞれ降雨により発生する浸水の深さを10センチから30センチ、30センチから50センチ、50センチ以上、3つのランクに分けて浸水を想定しております。

浸水被害の発生する可能性につきましては、お尋ねの何ミリ以上でどの程度の被害が発生するかということなのですが、これはなかなか一言でお示しするのは難しい話なんですけれども、50.7ミリの降雨の場合、こちらのシミュレーションの場合、10センチから30センチぐらい

の浸水の深さがありますと、歩行が難しくなり歩けないと。市街地の土地の低い場所で発生が予測されます。50センチ以上浸水深さがございまして、車両が通行できない。こちらの浸水の可能性につきましては、今午久市の中では僅少ということでございまして、ごく僅かだということでございまして。

一方、153ミリの想定外の雨量での検証では、50センチ以上の浸水が、これは河川の周辺や土地が低い箇所、こちらのほうで発生するのではないかとというふうに予測しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 ありがとうございます。

私、先月の8月29日に、台風10号の影響と見られる激しい雨が本市で降っていたとき、気象観測システムポテカでリアルタイムで連続雨量などが確認できるとのことで、こちらポテカが設置されている市役所本庁舎、牛久第三中学校、ひたち野うしく小学校、おくの義務教育学校南校舎、この4か所をパソコンのほうでチェックしていたんですけども、大体雨量の一番強いときで、その日降雨量が60ミリを超えていて、ただこれは連続雨量で見ますと20ミリは超えていなかったのですが、雨が弱くなったタイミングでちょっと外に出て近所の道路が冠水してはいなかったか確認したんですけども、その日は観測している道路は近所にはなかったのが安心したのですが、一つの目安として、昨年6月の台風2号の累積雨量が、ひたち野うしく小学校のポテカによる実測値で292ミリと、このデータが一つの被害が出る可能性がある降雨量の基準になるのではないかと考えます。

次の質問に移ります。次に、冠水の原因と具体的な対策、また冠水箇所の整備状況と今後の整備計画について伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

冠水の主な原因としましては、先ほど答弁しましたとおり、線状降水帯の発生による記録的な降雨など気象状況の変化や低地などの雨水が集中しやすい地形の状況、雨水排水施設の状況、既存排水施設の処理能力不足などが挙げられます。

これら近年の異常気象などにより発生する冠水被害の解消を図るため、牛久市では平成21年度から本格的な雨水排水の整備や改築に着手し、冠水被害が発生している地区を中心に約67億円の費用を費やし対策を進めてまいりました。これまで、みどり野、東みどり野、田宮町、神谷、神谷二区、かわはら台、上町、下町などにおいて、雨水幹線など排水施設の整備や雨水排水の受皿となる調整池の整備を実施しており、対策前は南4丁目地内、牛久みどり野郵便局付近の市道19号線や南7丁目地内、下町汚水ポンプ場付近などで発生していた車両や歩行者の通行に支障を及ぼす規模の冠水も現在は解消しております。

今後の整備計画につきましては、現在南1丁目地内において実施している雨水管の整備工事を継続しつつ、内水浸水想定区域の降雨時の状況把握や、新たな対策が必要な箇所の抽出に努め、迅速に対応してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 ありがとうございます。

67億円をかけて整備しているということで、現在は冠水被害が低減しているという御答弁がありました。対策の一つについて、一つ再質問させていただきたいと思います。

取手市は、大雨のときに道路浸水を検知できるセンサーを市内11か所に新たに設置するとしています。冠水を早期に把握して、交通規制などの迅速な対応に生かすことができ、関連費用159万9,000円を含む予算案を9月定例会に提出しています。浸水センサーは、電柱や道路標識などに取り付けられ、地面に近い位置に設置されたセンサーが浸水すると、リアルタイムで市に通知され、道路を通行止めにするか判断することができます。また、職員を現地に向かわせなくても浸水を早期に把握でき、特に状況が分かりにくい時間に効果を発揮するとしています。設置予定の11か所は、道路や線路の下をくぐるアンダーパスなど冠水しやすい地点で、来年度からの運用になる見通しとのことです。取手市は、今年の6月の台風被害に遭った同市双葉地区で甚大な被害が出た影響もあるとは思いますが、本市でも今後そういったセンサーの設置について検討していくか、お考えはあるか再質問いたします。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

議員御質問の感知センサーにつきましては、建設部のほうでも新聞等把握してございます。今回の取手市のほうの予算が、定例会のほうに予算が上げられるということについても新聞報道等で把握してございます。

牛久市では、御紹介の線路や道路をくぐるアンダーパス、こちらにつきましては、ひたち野うしく駅の前後に2か所のみでございます。近年の台風、ゲリラ豪雨等で冠水したいきさつは今のところないんですけれども、ほかにもアンダーパスのような急激に水深が深くなるような形状、路線も、特に今のところはないため、浸水を感知して通報されるセンサー、こちらのところ、現在のところ考えておりません。

また、検知センサーではございませんが、昨年度、ひたち野の、今の北側のアンダーパスのところ、こちらに万が一冠水した場合に、路面と壁面に50センチのライン、それから1メートルのライン、その道路を通られている方は分かっていると思うんですけれども、そのような表示をさせていただいて、万が一について備えさせていただいていますということについてです。検知センサーについても、機会があれば取手市さんのほうに行って、ちょっと御紹介いただくとか、勉強するとかしてみたいと思います。

先ほど来お話しさせていただいていますが、牛久市においては雨水の対策について、職員一同皆さん、議会の理解も得て、予算もいただいて整備に努めております。まだまだ完璧とは言いません、これからもどんどんやっていきますけれども、以前に比べれば大分解消されたのではないかというふうに考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 ありがとうございます。

本当にこの道路冠水ですけれども、7月中旬あたりに私が帰宅する途中で、夜の10時頃だったと記憶していますが、南2丁目に住んでいるんですけれども、物すごい大雨に遭いまして、まさにゲリラ豪雨といった感じで、車を運転していたんですけれども、ワイパーを一番速いスピードにしてゆっくり走っていたんですけれども、ちょうどふれあい通りから女化街道を左に曲がりまして牛久駅のほうに向かって走っていたんですが、関電工のちょっと先の十字路辺りで両車線とも冠水してしまっていて、進入可能な冠水だとは思いましたが、車が大事ですので迂回して帰宅したんですけれども、女化街道のあの辺りは、道が狭い割に車の通りが結構ありますし、歩いている方も多く、また学生さんが自転車で走っていることも多いので、車なら冠水していてもそのまま進入しても問題ないかとは思いますが、歩いている方や自転車の方にはそうもいかないので、私が今指摘した場所は既に把握しているかもしれませんが、原因究明していただいて対策していただきたいと思います。

最後の質問になります。昨年の9月定例会で、水害ハザードマップについて私一般質問し、市としては、全ての浸水想定区域図が出そろった2024年に水害ハザードマップを作成し、作成次第速やかに市民の皆様へ広報していきたいと考えておりますとの御答弁がございました。改めて、その後の水害ハザードマップの進捗状況と、また水害の安全対策について、自助・共助・公助それぞれの役割についても併せて本市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 初めに、ハザードマップの作成の進捗状況でございますが、7月末に委託契約が完了し、初期の打合せを行っているところです。今回作成するマップにつきましては、洪水浸水想定区域だけではなく、土砂災害警戒区域や避難所などを盛り込んだ総合防災マップとして作成する考えでございます。市民の皆様への配布時期につきましては、年内配布を目指し進めているところでございます。

次に、水害の安全対策についてでございますが、これまで対象外となっておりました中小河川において、近年の気候変動による水害の激甚化・頻発化により、各地で多くの浸水被害が発生したことから、令和3年7月に水防法が改正され、茨城県から牛久市内五つの河川において、洪水浸水想定区域の指定を受けたところでございます。令和5年10月24日に小野川、乙戸川、桂川、稲荷川、令和6年4月30日に谷田川（牛久沼）が指定されました。

市としましては、洪水浸水想定区域の指定、また、災害時に大切な自助・共助・公助の意識向上のため、令和6年、本年6月に浸水想定訓練を実施いたしました。牛久沼及び小野川流域にて越水、氾濫の危険性が高まっているという想定で、防災行政無線、SNS、地元消防団やFMうしくうれしく放送の広報などによる避難指示の伝達訓練、自宅から避難所までの避難訓練、一人一人が避難経路や行動などを記すマイタイムラインの作成、避難者が協力し合い組立てを行う簡易ベッド組立て訓練などを実施し、自助・共助・公助それぞれが、それぞれの役割を認識し、意識の向上につながったと感じることができました。

今後は、市民の皆様とのさらなる自助・共助の役割認識と意識の向上のため、また、皆様の安心

安全のため、公助の役割を全うできる牛久市となるよう尽力してまいり所存でございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 水害ハザードマップ、総合防災マップとして年内リリースを目指しているとのこと、昨年の時点で来年度中、2024年度中ということでしたので、計画どおり進んでいるかなとは思いますが、市民の方にとって水害に対する重要な情報でありますので、また、これから本市に転入することを検討している方などは、今は情報社会ですので、多くの方がこういった水害ハザードマップを見て、自分が住む場所の安全を確認して住む場所を決めるといったことが当たり前の世の中になっていますので、水害を含めた総合防災マップ、今年も残り4か月切っていますが、年内のリリースを目指して取り組んでいただきたいと思います。

安全対策に関しましても、個人で備える飲料水や食料品などの備蓄や、また土のうなどが必要になる大雨が発生する可能性がないとも言いきれませんが、土のうに関しては市のほうで土のう置場にストックしてあるということで、台風などに備えた準備を今後も徹底していただきたいと思います。市民の安全確保第一に行動していただきたいと思います。

市民の皆様も、毎年この時期になると、少なからず台風の情報などで不安になり、先月の台風10号が発生したときも、飲料水やお米などの買いだめに走るパニックバイが起き、スーパーなどの店頭で飲料水やお米がなくなるといったことが発生し、市としても今後想定できるパニックバイに対しましても何らかの情報発信が必要ではないかと考えます。

昨今の異常気象と都市化による掛け算で災害のリスクが高まっていて、私は異常気象と都市化に加えて、昭和の時代と比較して自助・共助・公助の中の共助が弱まってしまっていることを危惧しております。核家族化が進み、親戚も近所に住んでいない場合が多く、隣近所のお付き合いもどうしても希薄化している昨今では、行政としての公助の役割に期待が高まります。牛久市民の命と暮らしを守るという行政の役割を果たすために、想定外の水害にも対応できる体制の構築を求めています。誰一人取り残さない安全安心で災害に強い町として住みやすい牛久市が、今後も多くの皆様に実感していただけますように、本市としてできる最大限の対策を徹底していただきたいと思います。私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で11番加藤政之議員の一般質問は終わりました。

次に、16番伊藤裕一議員。

〔16番伊藤裕一議員登壇〕

○16番 伊藤裕一 議員 会派日本維新の会、伊藤裕一です。

本日は、通告に従いまして一問一答方式により、大きく2点の質問をいたします。

1点目は、交通政策についてであります。

本年4月に開始された、運転手の時間外労働時間を規制する働き方改革により、各地域の路線バスは減便やルート見直し等の影響を受けていることが報道されており、コミュニティバスかっぱ号も同様に、減便等の影響が出ていると聞き及んでいるところであります。そこで、改めてか

っば号の現状についてお示しください。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 かつば号の運行につきましては、今般の働き方改革関連法及び関連基準の適用により、以前から課題となっていた運転手不足がより深刻化したこと、また、一部のルートにおける運行の遅延是正を行うため、本年の4月に減便を伴うダイヤ改正を行い、利用者の皆様には大変御不便をおかけしているところでございます。

本市の地域公共交通計画におきましては、誰もが移動手段を選択できる環境の整備をあるべき姿と掲げており、この状況を改善していくことは急務であると考えております。

しかしながら、公共交通を取り巻く環境は、運転手不足を含む厳しい状況下であり、さらなるサービスの供給は困難な状況となっており、現時点におきましては、限られた既存交通の資源を最大限に生かし、かつば号に限らず公共交通全体を見ながら、効率化を図っていく必要があるものと考えております。

今後におきましても、効率的な輸送ができるよう、地域の特性に合わせた見直しを検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 減便の影響が出ているとのことではありますが、どのルートがどの程度減便になったのか、お示しをいただければと思います。さらには、効率化を図るところで申しますと、限られた資源の活用という点で心苦しいかもしれませんが、例えば利用率の低いルートを見直し、利用率の高いルートに集中していくといった方向性の議論はなされているのか、確認をいたします。

また、運送業者等への大型免許取得費用の一部助成制度を設けている自治体もあるようですが、本市としてはそのような運転手不足への対応を考えているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 お答えいたします。

本年4月に実施したかつば号のダイヤ改正におきましては、全9ルートが稼働する中、5つのルートで減便をさせていただいております。まず、日中ルートの運動公園ルート、刈谷ルート、みどり野ルート、これが各1便が減となっております。続いて、朝夕で運行しております通勤ライナーにつきましては、上柏田・むつみルートの朝の便が1便、夕方の便が3便、同じくさくら台・みどり野ルートの朝の便が1便、夕方の便が2便と、9ルート全94便中10便、割合でいいますと10.6%の減便をさせていただいたところです。特に、通勤ライナーにつきましては、朝と夕、夜間の運行のため、働き方改革関連法等の影響で、休息時間を確保するという観点から大きな影響を受けることとなったと認識してございます。

次に、ルートの見直しにつきましてはでございますが、限られた資源での再編ということで、効率性を考えれば、現在の利用率を踏まえた検討は必要なものと考えております。利用実績の分析を進めまして、ルートそのものの見直しのほか、便数の再配分など効率的な再編を検討しております。

また、運転手不足への対応ということで、現在のかっぱ号やうしタクにつきましては、直接市が運転手を雇用する形態でないことから、直接的な支援策は特に予定をしておりませんが、現在実施に向けて進めている実証実験におきましては、ドライバー募集、育成の仕組みの中で、第二種免許ドライバーの確保につなげることも想定をしているところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 続きまして、事前の会員登録を行うことで、全ての市民の方が利用できる予約制、乗合制の移送サービスであるうしタクは、利用者が増加していると伺っていますが、うしタクの運行状況をお示しくください。さらに、うしタクは各種割引もあればはいえ、基本料金が700円であります。近隣自治体の乗合型交通システムは、地区をまたぐ場合、料金が加算されるケースもある。乗降ポイントや利用対象者が限定されている。年会費が存在する等、本市と運行形態が異なることから、単純比較は困難であり、利便性や利用の自由度という点で、うしタクは優れた部類に入るとおられるところであり、その点は評価するところではありますが、運賃設定についてのお考え、値下げの余地はないのかについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 うしタクの運行は、令和2年10月に開始され、コロナ禍での運行が続いてまいりましたが、令和3年度末の登録者数は2,789人、令和4年度末は3,458人、令和5年度末は3,965人と増加を続けております。

また、利用者数につきましては、令和4年度の年間利用者数が8,027人、令和5年度は9,354人と増加してきたところであり、本年7月の月間利用者数につきましては973人と運行開始以来最多を記録するなど、継続して利用者が伸びている状況にあります。

しかしながら、利用者数の伸びと比例して予約をお断りする数も増えており、改善を図るべく、昨年度より増車を検討してまいりましたが、運転手不足の状況などから実現は難しく、現状の台数での運行を継続していくこととしております。

次に、うしタクの運賃につきましては、基本料金が700円、高齢者、障害者割引の適用で600円、乗り合いでの利用の場合500円となります。この運賃設定に当たっては、バス・タクシー事業者との共存を図るため、路線バスの市内区間運賃や、タクシー初乗り料金といった点を踏まえて設定をしており、令和5年度の実績では、割引が適用され、600円で利用した方が51%、乗合割引の500円で利用した方が48%と、全体の99%が割引適用での利用となっております。

このような状況から、うしタクのサービス内容を踏まえますと、現在の運賃設定は妥当なものと考えており、また、本年8月に実施した牛久市乗合タクシーうしタクの運賃についての意見募集におきましては、寄せられた意見としまして、一般のタクシー料金と比較して安く、一般タクシー料金との比較及び市が負担している補助金についても併せて情報提供すれば、市民は感覚的に判断するのではなく、客観的な判断を行えることから、運賃は妥当であるとの意見も寄せられているところであります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 6月の市議会定例会で可決した補正予算を受け、本市はつくば市、土浦市、下妻市と連携し、ドライバーズバンクの創設やA I オンデマンドを活用した実証実験実施を予定しています。昨日の同僚議員の一般質問に対する答弁によれば、第一種運転免許を保有する一般ドライバーはドライバーズバンクに登録、第二種運転免許を保有するドライバーが自家用有償旅客運送を行っていき、市街化調整区域内の利用者、自宅や実家と病院等の乗降ポイントを往復する形態を予定しているとのことでありました。改めて、ドライバーズバンクの詳細をお示しください。

さらに、A I オンデマンドについて、昨今タクシー会社等で、利用者とドライバーの位置情報を基に効率的な配車を行うシステムが導入されているそうでございますが、導入を予定しているA I オンデマンドについても同種のシステムであるのか、詳細を確認いたします。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 自家用有償旅客運送の実証実験におけるドライバーバンクにつきましては、普通運転免許である第一種免許のドライバーを獲得、育成、管理をするプラットフォームとして、いわゆる人材バンクを構築し、関連する4市の広域で運行に携わることができるドライバーを確保することで運転手不足を解消し、第一種免許ドライバーによる運送事業による市民の移動につなげていくものとなります。

次に、A I オンデマンドを活用した運送事業に関しましては、本事業において活用するデジタル田園都市国家構想交付金タイプSの目的に基づき、将来的に国や地方の統一的、標準的なデジタル基盤への横展開につながる先行モデル的な取組として、デジタル基盤をフルに活用することとしております。ドライバーバンクに登録されたドライバー情報と連携したアプリケーションを導入することで、利用者の配車希望とドライバーをマッチングさせ、またその移動経路を踏まえた最適な配車を行い、運行の効率化を図るものとなります。これらを自家用有償旅客運送の制度の下で実施することにより、市民の持続的な移動手段を確保した上で、配車の効率化による利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 続いて、公共交通の質問から、交通政策ということで、自家用車の質問に移ります。

近年、心身機能の低下を原因とする高齢者ドライバーによる交通事故の発生を受け、免許返納を促す各種取組が行われており、本市でもかつて免許を自主的に返納した場合、かっぱ号乗車券を配付する事業が行われていました。もちろん、真に運転が危険な状態となった場合、免許返納もやむを得ないとは思いますが、免許返納で外出の機会が減り、健康状態が悪化し、医療支出が増加することも考えられること、統計上、高齢者の交通事故率は20代以下の若者と比較してむしろ低いこと、都市部と比較して、公共交通の充実度が本市は高くないことを考慮すると、私はむやみに免許返納することも望ましくないと考えているところです。

そこで、自らが車の運転ができる状態であるのか、危険な状態であるのかの見極めが肝腎であり、そのための有用な手段と考えられるのが運転診断アプリであります。運転診断アプリは、スマートフォンにダウンロードすることで使用でき、その人のブレーキや右左折といった運転情報を記録、診断するものであり、愛知県刈谷市等でこうした運転アプリを活用し、市民の安全運転意識を高める取組を行っている事例もあるそうです。

そこで、本市でも運転診断アプリを導入してはとありますが、見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 自動車運転時の情報をデータとして自動記録し、運転者が自身の運転適性や運転能力等を可視化してスマートフォン等で確認できる運転診断アプリは、自分自身がどれだけ安全な運転をしているかを振り返ることができ、自動車を運転する市民の安全運転意識の向上を図る上で有効なツールになると考えます。特に、高齢運転者につきましては、アプリの診断結果等を通して、自身の加齢等による身体機能の低下に気づくきっかけの情報を提供する上でも非常に有効であると考えます。

この運転診断アプリは、現在自動車関連会社や損害保険会社などの民間企業で、各種無料でダウンロードして利用できるサービスを行っており、利用者は定期的に自身が安全運転を行っているかを振り返ることができるようになっています。一方で、これら無料での運転診断アプリの活用は、デジタル社会の中で、個人情報データを提供することになり、当該アプリを利用する人が、自身の個人情報の利用等取扱いについて同意する自己判断が必要になる部分もあるため、公共機関として普及させることについては慎重な検討と対応が必要と考えております。

運転診断アプリの導入につきましては、既に導入している自治体の実績や他自治体の導入動向等を注視しながら、使いやすさや効果等を総合的に判断し、交通安全対策として、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに生かせるよう調査研究をまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 牛久駅西口のかつ井店裏に立地していた時間貸し民間駐車場が、マンション建設のため閉鎖され、周辺時間貸し駐車場料金の値上がり、時間帯や駐車場の場所によっては駐車できないといった事態が生じています。市に寄せられる意見や、牛久都市開発株式会社が管理する駐車場の稼働率等から、仮に駐車場の不足感が強いとするならば、駅前活性化の観点からも駐車場整備等の対策が必要になってくると考えますが、同駐車場閉鎖の影響の把握状況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

牛久駅周辺の駐車場につきましては、市営の駐車場や民間駐車場を含め、大小複数の駐車場がございます。御質問の牛久駅西口の一時貸し民間駐車場につきましては、100台弱の駐車場があったため、利用されていた方の影響も考えられますが、閉鎖に伴い、駐車場不足との御意見や問合せはごく僅かございました。

市では、一時貸し駐車場の状況を把握するため、牛久駅西口周辺にある複数の駐車場について、朝、昼、夕方の時間帯に一時貸しの利用状況の調査を実施いたしました。調査の結果、平均利用率は朝が50%、昼が67%、夕方が53%といった結果でございました。

駅からの距離、天候等により利用率に差がある駐車場もございしますが、今回調査しました一時貸し駐車場の平均利用率を鑑みますと、駐車場の供給に差し迫った状況があるとは判断できかねますので、新たな駐車場の整備について考えてはおりません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 引き続き状況を注視していただけますようお願い申し上げ、2番の質問に移りたいと思います。

2番目は、自治体間交流についての質問でございます。

本定例会冒頭、議案説明の中でも説明がありましたとおり、市長は7月23日から7月26日にかけて台湾を訪問、初日の7月23日には、牛久大仏を建造した会社があることから桃園市を表敬訪問したとのことであります。私が前職の入国審査官として仕事をしていた際、桃園市の名はよく聞いたところでありますが、同市は台湾桃園国際空港があることで知られており、台湾の主要地域、台北の入り口です。人口は約230万人を数え、台湾に六つある直轄市のうちの一つであり、日系IT企業が保有する台湾プロ野球チーム、楽天モンキーズが所在しているとのことであります。

ところで、桃園市は千葉県、宮崎県、香川県、千葉県成田市、石川県加賀市、和歌山県湯浅町と友好交流協定を締結しておりますが、本市としても、台湾の主要都市である桃園市と友好都市締結も視野に関係を深めていくことはメリットがあると考えるところであります。

さらに、台湾は我が国と国交関係を持たないものの、自由経済と民主主義の価値観を共有する地域であります。日本維新の会は、台湾東部で発生した花蓮地震を受け、今年4月に議員報酬の一部である身を切る改革から3,000万円を寄附したところでありますが、国交がないからこそ、そうした非国家組織による交流が重要であり、その意味で我が国と台湾の自治体間交流は社会的意義もあると考えられます。

そこで、改めまして台湾訪問の概要をお示しいただいた上で、今後の展開についてのお考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 台湾訪問についてお答えいたします。

議会初日の提出議案に関する説明におきましても述べさせていただきましたが、今回7月に実施した台湾訪問は、茨城県市長会による台湾への先進地行政視察に合わせ、牛久大仏を建造した会社及び会社がある桃園市へ訪問したものであります。

牛久大仏を建造した会社は、桃園市中心部から少し離れた場所に位置しており、1977年に設立以来40年以上にわたり大型青銅製の仏像製造を手がけ、台湾各地域に建造しております。その会社は、事務所と工場を併設している10階建てのビルとなっており、屋内展示スペースに

は5メートルほどの仏像がたくさん展示され、卓越した技術力を感じました。

また、桃園市役所におきましては、当方から牛久市の概要を説明し、今後桃園市の観光関係者を牛久市へ招待し、牛久大仏や牛久シャトーなどの観光資源や物産品について案内させていただくことを提案してまいりました。

今回の訪問は、牛久市長として初めての台湾公式訪問であり、このようなつながりができましたことは大変意義深いものと考えております。桃園市とは、将来的には友好都市の提携を視野に、相互交流を進展させ、この結びつきを大切に育んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 今回の台湾訪問の背景には、茨城県が台湾における県産品の輸出促進や観光誘客の推進を図っていることが挙げられると推察するところであります。県内基礎自治体においても、笠間市が笠間台湾交流事務所を設置、インバウンド誘客や笠間焼、栗といった特産品のPR等を行っていますが、近年このように、地方自治体における自治体間交流は、従来の市民交流から経済交流の分野にまで広がりを見せています。

そこで、本市としても、他自治体と経済交流を深め、市内経済の活性化につなげてはと考えますが、これまでの自治体間経済交流の取組、今後の取組についての見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 台湾との交流の今後の展開につきましては、先ほどの市長からの答弁にもございましたが、まずは桃園市の観光関係者を牛久市へ招待し、牛久大仏や牛久シャトーなどの観光資源や物産品を紹介することにより、牛久市の魅力を発信したいというふうに考えております。

また、現在の自治体間の交流における経済的な取組につきましては、これまでの姉妹都市との交流に加え、近年では当市とともに日本遺産の認定を受けた山梨県甲州市や、シャトーカミヤの創設者である神谷傳兵衛の出身地の愛知県西尾市との交流も定着してまいりました。互いの地場産品の販売をはじめ、四季折々のイベントにも牛久市からは積極的に出店させていただき、牛久市の魅力をPRする貴重な機会となっております。

また、昨年度は、甲州市にはうしくかつば祭りに、西尾市にはうしくW a iワイまつりに出店していただきました。甲州市のワインも西尾市の特産品であるウナギも、来場された皆様からは大変好評を博しました。

このように、自治体間の交流には経済的な結びつきが期待できるものと考えておりますので、今後も牛久市の知名度の向上とさらなる経済効果を図るべく、継続して交流を深めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 本市では、カナダ・ホワイトホース市、オーストラリア・オレンジ市、常陸太田市と姉妹都市を提携、宮城県加美郡色麻町と親善友好都市を提携し、イタリア・グレーヴェ・イン・キアンティ市と友好都市を提携し、様々な交流事業を行っています。今後は、これら既存の友好都市等とも経済交流を含め交流を深化させていくことが重要と考えますが、こ

れまでの交流の概要、今後についてのお考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 当市では、御質問にもございましたとおり、海外ではカナダのホワイトホース市、オーストラリアのオレンジ市、イタリアのグレーヴェ・イン・キアンティ市、また国内では常陸太田市、宮城県色麻町の合わせて5市町と姉妹都市等の提携を結んでおります。

ホワイトホース市とオレンジ市との主な交流事業としては、相互の中高生及び市内3高校の生徒の短期交換を行っております。今年7月には、ホワイトホース市の中高生が市内のホストファミリー宅に10日間滞在し、交流を深めたほか、市内中学・高校にも訪問、お互いの生徒同士が触れ合う貴重な機会となりました。なお、今回の訪問をきっかけとして、毎月1回、FMうしくうれしく放送においてホワイトホース市と中継を結び、当市との交流や現地の様子などを継続的に紹介していくことが決定しています。また、8月には牛久栄進高校の生徒20名がオレンジ市を訪問し、ホームステイをしながら現地の姉妹校での授業参加やアボリジニ文化体験などを通じ、かけがえのない経験をさせていただきます。

グレーヴェ・イン・キアンティ市については、過去2度にわたり牛久市民団を派遣しておりますが、ここ数年は広報うしく新年号における市長挨拶掲載での交流を行っているところです。

国内では、まず常陸太田市については、毎年うしくかっぱ祭り踊りパレードやW a iワイまつりへ御参加いただいております。当市からは秋そばフェスティバルへの参加による市民同士の交流や特産品の販売などを行っております。色麻町についても同様に、うしくかっぱ祭り踊りパレードへの参加、色麻町かっぱのふるさと祭りへの参加を隔年で行ってまいります。

以上のような交流事業により、海外においては、市民の異文化理解を深めることに加え、国際社会に貢献する若者の豊かな人格を育むなど、草の根の国際親善を推進する成果を生んでいます。また、国内においては、相互の文化や伝統に市民レベルで触れ合うことにより、お互いを理解し尊重し合う関係性が構築され、さらに祭りでの物販を通じた経済的な交流にもつながっているものと認識しております。

今後につきましても、今まで築いてきたこれらの都市との友好関係を保ち、これまでと変わらぬ相互交流を継続してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 今後も、各地の姉妹都市等と交流を深めていただくよう期待をいたしまして、一般質問を終了させていただきます。

○諸橋太一郎 議長 以上で16番伊藤裕一議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前11時02分休憩

---

午前11時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、2番伊藤知子議員。

〔2番伊藤知子議員登壇〕

○2番 伊藤知子 議員 改めまして、皆様こんにちは。公明党の伊藤知子です。

通告に従いまして一般質問を行います。

まず、初めに困難な問題を抱える女性への支援充実について伺います。

生活困窮やDV、性暴力被害など、日常や社会生活で生きづらさや悩みを抱える女性があります。内閣府によると、配偶者によるDV相談件数は、コロナ禍となった2020年度に過去最高の約18万人を記録し、相談の多くは女性からでした。雇用面でも深刻な影響を受け、貧困に苦しむ人も目立ちました。女性の自殺者は3年連続で増加しています。深刻な問題の解決は容易ではありませんが、悩みを抱えた女性のプライバシーを尊重しながら、いかに寄り添い、問題の解決に向けていくかは重要です。

県が2023年7月に実施したネットモニター調査では、5割以上の女性が自力では解決できない問題に直面したことがあると回答。内容は、育児、家事の負担や家庭不和、生活困窮、職場でのハラスメント、離婚問題、ストーカー被害、性暴力被害など、また、母子家庭の母親の収入は父子家庭の父親の5割程度にとどまり、就業する約4割の母親が非正規雇用という状況です。

このような生活困窮や性被害、DVなどに苦しむ女性を包括的に支えるための、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が、本年4月1日に施行されています。これまで、困難を抱える女性への支援は、昭和31年に設定された売春防止法を根拠にした婦人保護事業が担ってきました。しかし、その後複雑化、多様化、複合化する問題への対処が難しく、地域による支援内容のばらつきも見られたことから、与党や関係者からは、抜本的な見直しが行われてこなかった売春防止法の規定を含め、婦人保護事業を見直すべきとの問題提起がなされました。

令和4年5月、婦人保護事業を売春防止法から切り離し、抜本的に強化することを目的として、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立したものです。具体的には、売春防止法に基づく婦人相談所は、女性相談支援センター、入所施設の婦人保護施設は女性自立支援施設、婦人相談員は女性相談支援員にそれぞれ名称が変更されました。名称変更を機に、その内容の充実を図らなければなりません。

そこで、まずは女性相談支援センターについてお聞きします。本市においてこのように困難な問題を抱える女性の相談窓口は、現在どのようになっているのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 当市における困難な問題を抱える女性の相談窓口としては、市民部市民活動課男女共同参画推進室において毎週月曜日に行っているフェミニスト相談が該当すると存じます。こちらは、別名を男女のための悩み事相談と言い、相談業務に経験豊富な相談員が対面での対応を行っています。

なお、昨年度の相談実績は、女性11人、男性4人から延べ16件の相談があり、離婚など夫

婦の問題がうち9件と多数を占め、DVに関する相談も1件ございました。DVに関しては、市民活動課男女共同参画推進室でも電話や窓口で受け付けており、内容によってはこども家庭課、社会福祉課等市の他部署のほか、県の女性相談センターや警察につないだり、相談を仰いだりした事例もございました。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 私も、市のホームページからフェミニスト相談について見たところ、女性からの相談に限らず男性からも相談ができる男女平等の窓口であること、そしてジェンダーに敏感な視点に立ち、様々な問題や悩み事について相談に乗ってくれることが分かりました。また、相談内容によって関係部署や関係機関に連携もできていると理解いたしました。

こうした相談ができるといった情報を知らなくては、相談につながりません。相談窓口の周知についても伺います。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 フェミニスト相談の周知については、広報うしく毎月15日号の裏表紙に、日時と予約電話番号を掲載して周知しております。また、本市ホームページによる周知のほか、厚生労働省の女性支援特設サイト「あなたのミカタ」の県内支援窓口一覧や、複数の民間ウェブサイトにも掲載されており、例えば「牛久市 女性相談」などのキーワードで検索していただければ、本市のフェミニスト相談について掲載しているいずれかのサイトへ容易にたどり着くことができます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 こちらが、広報うしく15日号になります。こちらの裏表紙の各種相談の一覧がありまして、ここにフェミニスト相談、男女の悩み事相談というふうに案内が出ております。詳細がないので、認知していなかった方にとっては、相談内容が一見分かりにくいようにも感じるところですが、今後とも相談につながる周知をよろしく願いいたします。

さて、県では女性相談支援センターを設置していますが、市の女性相談支援センターを今後開設していくお考えはございますか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律において、県での設置が義務づけられていることから、一義的には県の役割であると考えております。しかしながら、本市では、より身近な相談先としてフェミニスト相談を実施しているほか、DVに関する相談は随時市民活動課男女共同参画推進室でも受け付けており、相談内容によっては県の女性相談センターや警察等へ適宜つないでいるところでございます。

市単独では解決に導くことが難しい事案については、各機関との連携を密に行うことで、より適切な対応を行えるものと認識してございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 次に、女性自立支援施設についてですが、例えば困難な問題を抱える女性のうち、施設への入所による支援が望ましいと考えられる女性であっても、若年女性や同伴児のいる女性、障害を持つ女性などのおおむね3割が入所につながっていないとのことです。入所につながらなかった理由として、施設によってはスマートフォンや携帯電話の使用制限をしていることを挙げる声があります。

携帯電話等の通信機器については、位置検索機能やSNSによる情報発信機能等により、DVやストーカー等の加害者が被害者の居場所を特定する懸念があることから、一時保護施設及び婦人保護施設において携帯電話等の利用が制限されていたようですが、新法の趣旨に鑑み、被害女性の自立に向けた求職活動や、学校、職場への復帰に際しての連絡など社会参画に不可欠なことから、安全性を考慮した通信機器の新たな運用方法の検討とともに、地域から隔絶された保護施設だけでなく社会参画を育む保護施設の設置が求められると考えますが、御所見を伺います。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 女性自立支援施設は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律において、県で設置できる施設である旨の規定がございます。同施設は、DVなど身に危険が及ぶおそれのある女性が、緊急の一時保護を経て、あるいは一時保護を経なくても入所できる施設であり、その立地を含め極めて秘密保持の必要性が高い施設でございます。しかしながら、一時保護所とは異なり、対象者の状況によっては携帯電話の使用や外出も認められると伺っております。

なお、女性自立支援施設は、主に単身の女性を対象としておりますが、お子さんがいるケースでは母子生活支援施設への入所となり、市としても施設職員と連携しながら、対象者の自立に向けた就労支援や、お子さんの年齢に応じた保育や教育が受けられるよう、継続的に携わっているところです。

このような女性自立支援施設、あるいは母子生活支援施設のいずれについても、困難な問題を抱える女性の自立にとって重要な施設であると認識しておりますので、今後とも連携を緊密にし、それぞれ必要に応じた支援を引き続き行ってまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 御答弁により、一時保護所とは違い、女性自立支援施設あるいは母子生活支援施設は、携帯電話の使用や外出も認められ、対象者の社会参画、自立に向けた施設であり、そのような方に対し、市としても継続して支援して下さっていることが大変よく分かりました。

それでは、このテーマの最後の質問です。先ほども述べましたが、女性支援に関する中核的な機関として、都道府県が設置する女性相談支援センター、女性自立支援施設、女性相談支援員の3機関が設けられています。中でも重要なのが、身近に相談できる女性相談支援員の配置と考えます。市町村等の女性相談支援員は、支援対象者にとって最も身近に相談でき、支援への入り口

の役割を果たすとともに、関係部署と連携し、適切な支援につなげる役割を有し、継続した支援を行うものとしています。

県では、現在4市にとどまる女性相談支援員の配置を、2026年度までに10市町村に拡充するとの目標を掲げています。つくばみらい市では、みらい平市民センター2階のおやこ・まるまるサポートセンター内に、女性相談・DV相談支援センターみらサポを設置し、女性相談支援員を配置しています。

本市における女性相談支援員の配置についてのお考えをお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 困難な問題を抱える女性の支援については、DVを含む夫婦間の問題のほか、児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮支援等が考えられますが、市では、市民活動課男女共同参画推進室のフェミニスト相談をはじめ、各課においてそれぞれの窓口があり、各種相談に丁寧かつきめ細やかに対応しています。

なお、フェミニスト相談では、直接的なアドバイスを行うほか、内容に応じて各課窓口につながっておりますし、また、先ほど答弁したとおりでございますが、DV等身の危険のおそれのある緊急事案については、市民活動課男女共同参画推進室において速やかに県や警察へつないでいるところです。

したがって、今後とも関係機関との連絡を緊密に保ち、各分野の専門機関につなぐことで、迅速に問題が解決するよう支援を行ってまいりますので、現在のところ市単独の女性相談支援員の配置までは考えてございません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 今回、困難な問題を抱える女性への支援について、法律改正に伴い、本市の取組を伺わせていただきました。フェミニスト相談のほか、各課それぞれの窓口より、相談事に対して御対応いただいているところですが、相談者から見たときに、どこに相談したらよいか分からないとか、あまり公にしたくないようなデリケートな問題について相談しにくいなど、支援が必要でありながら取り残されてしまうことがあってはならないと考えます。

また、かつてDVの相談をしたことのある方が、幾つもの関係部署、関係機関に一から同じ説明をしなくてはならなかったのが、精神的なストレス、苦痛を感じたと経験談を語っておられました。

そこで、当事者がワンストップで相談でき、相談する際にもほっとできる環境づくりも大事であると考え、例えば本市のこども家庭課の中に女性専用相談窓口を設け、1名でもよいので女性相談支援員を配置してはいかかと提案をさせていただき、今後調査研究され、御検討をお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

続いて、本市の動物愛護の活動への支援について伺ってまいります。

令和6年第1回定例会において、同僚議員より動物愛護の精神の普及について一般質問がなされ、市の動物愛護協議会設立に関し、執行部より、市と共生協力員が一对一で連携し進めてきた

犬猫の保護活動について、主体的に活動ができる協議会の設立にはメリットが大きい、共生協力員をはじめ動物愛護団体、市内獣医師、地域住民など、協議会の趣旨に賛同する皆さんに参加していただいていると考へ、それぞれの意見を伺いながら進めると答弁されました。その後の動物愛護協議会設立の状況を伺います。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 県内では、行政が関わる形で動物愛護協議会を設立し、活動を行う自治体が7団体あり、本市においてもそれらの団体の状況を参考にさせていただきながら、協議会の設立に向けた検討を行っております。本年2月に、市内獣医師が集まる会議において、協議会設置の際の参加の有無についてアンケートを行い、大部分の方から御賛同をいただきました。また、3月には市の共生協力員の会議においても御賛同をいただき、市内で設立した愛護団体とも連絡を取り合っております。

動物愛護協議会の設立においては、市内獣医師、共生協力員、動物愛護団体、地域住民それぞれが設立の目的に賛同し、運営方法等を協議し、市と連携しながら主体的に活動ができる形で設立することが望ましいと考へております。その活動の一端を担う共生協力員の人数が、新年度に入り減少したことから、広報紙等で募集をし、増員を試みている状況です。

現時点で、飼い主のいない猫の繁殖による問題事案の解決として、市は共生協力員と、共生協力員は市内獣医師とそれぞれ連携し、不妊・去勢手術の実施につなげています。

このように、動物愛護の現場において、少しずつ各主体の連携は深まってきておりますので、この形を一つの組織としてまとめた牛久市動物愛護協議会の設立についても、なるべく早い時期に実現できるよう取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 御答弁をいただき、協議会の設立に向けて調整し進めていただいていることに安堵しつつ、再質問をさせていただきます。

共生協力員の人数が減少し、増員を試みている状況とのことですが、具体的には実際何名減って、現在何名なのか、定員はあるのか、もしくは何名必要と考えられるのか。協議会設立につきましても、その人数が影響されるのか、ほかの構成員で調整することはできないのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 共生協力員の数ですけれども、令和5年度におきましては8名の方が活動されておりました。今年度に入りまして、4人の辞められた方がいらっしゃいましたけれども、5月末に1名の方が新規で登録になりまして、現在は5名で活動していただいております。共生協力員の数なんですけれども、こちらのほうは何名というような人数の制限的なものはございません。

こちら共生協力員のほうなんですけれども、こちらのほうにつきましては、特に共生協力員の数ですけれども、先ほども言ったとおり何名という形ではないんですが、なるべく多くの方が登録をしていただくことによりまして、こちらの例えば不妊や去勢など、飼い主のいない猫の問題だとか、そういったもろもろの動物愛護の関係の問題につきまして解決していけるものとして考へて

ございます。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 再度確認なのですが、そうしますと、協議会の設立については、この共生協力員が何人いなければいけないとか、そういったことはないと考えてよろしいのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 議員さんおっしゃるとおり、共生協力員の数の制限というのは、こちらのほうも設けておりませんので、そのような形で考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 それでは、なるべく早い時期に協議会の設立が実現いたしますよう、引き続きよろしく願いいたします。

次に、保護猫の活動について伺います。

飼い主のいない猫の繁殖を防ぐ対策として、当一般質問で執行部より、共生協力員が市と連携して現場に入り、猫を保護し、市の獣医師の協力を得て不妊・去勢手術を行った者に、手術費用の助成をしているとの答弁がありました。秩序なく増えてしまう猫の抑制、不幸な猫を増やさないために有効な対策であります。

しかし、現在猫の繁殖期を迎えており、待ったなしのさらなる対策が必要と考えますが、御所見を伺います。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 飼い主のいない猫が繁殖してしまう問題事案への対応として、市は飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の補助制度を設け、市内獣医師の協力の下、共生協力員が保護した猫の不妊・去勢手術を実施し、繁殖抑制につなげております。

共生協力員が申請した令和5年度の不妊・去勢手術の件数は122件、令和4年度は112件と2か年で相当な件数の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を実施できたことに加え、共生協力員や愛護団体の活動により、市に相談が寄せられる以前に解決している事案もあることから、今年度8月までに市に寄せられた相談件数は16件と、令和5年度同時期の22件よりも減少しており、結果となって表れてございます。

市といたしましては、市内での飼い主のいない猫の繁殖を防ぐために、市が登録する動物との共生協力員の増員に向けて努力を続けるとともに、市内の獣医師や愛護団体などとの協力連携をさらに深め、引き続き問題の解決に当たっていきたいと考えております。

また、すぐに結果の出るものではございませんが、飼い主のいない猫への対応について、広く周知活動も併せて行ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 保護活動が、市と共生協力員との連携の下、成果が出ていることを踏まえ、共生協力員の増員は重要であります。

再質問ですが、今回私は近隣の守谷市の市役所敷地内で開催された動物愛護団体主催の保護猫

の譲渡会に出向き、お話を伺ってきました。守谷市では、動物愛護協議会が設立され、やらなくてはいけないことなど、市協議会、愛護団体のすみ分けができており、連携もしっかり取りながら取り組まれていて、市の取組の中に一時預かりサポーター、里親サポーターといった市民ボランティアを募集していることも伺いました。

本市でも、さらなる対策として、動物愛護の活動に協力してくれるボランティアの裾野を広げることも大切なのではないかと考えます。共生協力員の増員とともに、ボランティアさんも広く市民に募集してはいかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 このボランティア制度につきましては、市としても必要な役割だと考えておりますので、協議会設立の中で考えていきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 次の質問に移ります。

当一般質問でも触れられましたが、協力員や団体員の大変さとして、猫を保護した後に預かり先をどうするかという問題や、預かった猫の健康状態に合わせて通院も必要だったり、子猫なら細心の注意を払いながらのミルクやりやケアなど、お世話は多岐にわたります。ミルクボランティアさんはじめ、担い手が不足し、1匹に対するフォローも多大なのに、10匹以上の猫を抱えることもあります。そして、こうしたお世話にかかる費用は、預かりさん自らが負担してくれているのです。保護活動の上、経済的負担も大きいため、市としても支援していただけたらと考えます。

飼い主のいない不幸な猫を1匹でも減らすことが目的ですので、譲渡会を開き、抱える猫を譲渡につなげることが一番です。協力員さんの話によると、譲渡会を開催するとしたら、悩みの一つが場所、会場の確保なのだそうです。会場を借りる費用がかかれば、さらに経済的負担も増すことや、例えば他市のホームセンターの一角で行うとなれば、条件や要件の関係でも難しいとのこと。

視察した守谷市では、生活環境課の脇に保護猫のケージが置かれ、現在も数匹の猫が里親の申込みを待っているといった常設の譲渡会のような場所があったり、毎月第2日曜日には市役所の敷地内で犬猫の譲渡会を開催しています。このように、市の協力を得ることができれば、悩みも一気に解決しそうです。

そこで、本市としても、公共の施設で保護猫の譲渡会を開催できたらと考えますが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 飼い主がいない猫が繁殖してしまう問題事案への対応としては、親猫の不妊・去勢手術を促進することに加え、生まれた子猫や場合によっては親猫自体を保護することも必要になってまいります。

猫の保護に関しては、共生協力員や愛護団体の活動に頼らざるを得ない状況ですが、最終的に

は新たな飼い主を見つけることが必要になってまいります。そのための譲渡会の開催は、この問題を解決するために不可欠なことです。市としましても問題解決のために譲渡会の開催を支援してまいりたいと考えてございます。

御質問の公共施設での譲渡会の開催については、希望される開催場所の日時や条件により調整が必要な場合等もあるかとは思いますが、開催できる方向で支援してまいりたいと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ただいまの御答弁を伺い、大変ありがたく感謝申し上げます。

再度伺います。もし、今年の秋冬に開催していきたいとの申入れがあった場合は、開催の支援はいただけるのでしょうか。また、今回守谷市での譲渡会場は建物の外だったのですが、9月に入ったとはいえ残暑が厳しく、猫の体調が心配になりました。これまで外での開催を念頭に置いて考えておりましたが、気候などの状況も様々です。室内での開催も可能なかどうか伺います。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 屋内の開催なんですけれども、排せつ物などによる悪臭や汚れとか生じる場合もあることとか、動物の毛などによりましてアレルギーですね、そういったものなど考えられます。ほかの施設利用者もいらっしゃいますので、そちらに対する配慮とかも必要かと考えます。

また、屋外のほうなんですけれども、こちらのほうも施設を利用してのイベント等が入っている場合もございますので、必ず利用できるかどうかというのは調整が必要になります。そのため、希望される施設や利用条件、日時など、詳細のほうが決まりましたら、施設を管理している課と開催に向け可能な限り調整してまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 それでは、確認なんです。年内に申入れがあった場合にも対応していただけるということで認識しておいてよろしいでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 詳細決まりましたら相談していただければ、調整のほう進めさせていただきたいと思えます。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 それでは、最後に、動物愛護の政策を市はどのように推進していこうと考えていらっしゃるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

市は、動物愛護に関して、牛久市動物の愛護に関する条例の基本理念にのっとり、人と動物の調和の取れた共生社会の推進を目指して進めてまいります。

具体的には、狂犬病予防接種の際にチラシにより広く市民に飼い主の遵守事項やマナーの普及

啓発を行ったり、市広報等により動物愛護の意識を育むことに努めております。

また、市内の動物に関する問題現場において、飼い主のいない猫の繁殖抑制のための不妊・去勢手術を推進し、県動物指導センターと連携し、負傷または衰弱した動物の保護にも努めております。

現場での対応においては、市内獣医師や共生協力員、愛護団体及び県動物指導センター等との協力連携が必要不可欠となってまいりますので、今後もこれら様々な主体と協力し連携しながら、市内における動物愛護の施策を推進してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 市長より、本市の動物愛護政策に関する姿勢を伺わせていただき、ありがとうございました。今後も、動物愛護の活動への支援をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で2番伊藤知子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午前11時47分休憩

---

午後 1時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、3番藤田尚美議員。

〔3番藤田尚美議員登壇〕

○3番 藤田尚美 議員 皆様、こんにちは。公明党の藤田尚美です。

通告に従いまして一般質問を行います。

まず、初めにスクールソーシャルワーカーの現状と課題であります。

学校では、いじめや不登校など多様な課題を抱えております。その子供の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているところがあります。これらの問題解決には、児童生徒の環境に働きかけることで本人の負担軽減を試みたり、周囲からの本人への一層の支援が行われていることが有効な対策となります。その意味で、専門職であるスクールソーシャルワーカーを活用したチーム学校体制の構築は、学校の教育環境を整備する上で重要な要素の一つではないかと私は考えます。

牛久市では1名配備されており、現在スクールソーシャルワーカーの方は多くの相談に対応されております。このような専門職の運用においては、学校はもとより、家庭、地域や関係機関の支援なくして、その能力を発揮することはできません。子供たちを取り巻く環境は、子供たちの心の影響が危ぶまれるということで、不登校児童生徒の増加や、虐待事案が増加傾向にあります。そのため、学校においては、さらなる必要体制の充実を図っていくことが必要であると考えます。

そこで、スクールソーシャルワーカーの活用状況と、今後の運用の在り方について伺います。

まず、スクールソーシャルワーカーの活動の具体的な内容、また長期休業中はどのように勤務されているのか伺います。あわせて、スクールソーシャルワーカーと保護者の連携方法はどのようなになっているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 議員の御質問にお答えいたします。

本市のスクールソーシャルワーカーは、きぼうの広場で担当している児童生徒や保護者との面談や、不登校児童生徒への家庭訪問及び登校支援、学校で別室登校している児童生徒の相談活動などを行っています。

また、長期休業中は、個別の児童生徒に関するケース会議を行う学校が多くあるため、ケース会議への参加が増えます。さらに、ワーカー自身も様々な研修会へ参加することで、自らの専門性を高めています。

スクールソーシャルワーカーと保護者の連絡方法は、きぼうの広場の電話のみで行っています。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 長期休業中は、スクールソーシャルワーカーは研修会や会議に参加されているということですが、スクールソーシャルワーカーが関わっている児童生徒へ、この長期休業中のお休みの間は、アウトリーチとか、この関わり方というのはまるっきり休み中はあるのか、また訪問されているのか、またはどのような対応をされているのか、再質問させていただきます。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 御質問にお答えいたします。

ケースにもよりますが、やはり長期休業中において厳しい状況に置かれている児童生徒もいることは事実でございます。その児童生徒に対して、必要に応じて対応をしているという状況でございます。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 長期休業中にも、ケースにもよりますが、厳しい児童生徒には関わっていただいているということで確認ができました。

次に、牛久市は、スクールカウンセラーは県より派遣され、学校内の予約制で利用され、常時配備ではありません。このスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 お答えいたします。

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いは、その専門性にあります。スクールカウンセラーが心理の専門家であるのに対して、スクールソーシャルワーカーは社会福祉の専門家です。そのため、同じ問題であっても、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとでは、支援を行う視点が違います。

例えば、不登校の問題が起きた際に、スクールカウンセラーは児童生徒自身がどう困っているか、何に悩んでいるかを聞き、心理的にアプローチしていきます。主に児童生徒自身やその家族とのカウンセリングによって心のケアを行い、問題解決に導きます。

一方、スクールソーシャルワーカーは、本人の置かれている環境に目を向け、場合によっては周りにもアプローチをかけていきます。例えば、不登校問題では自宅に訪問し、家庭環境を知ることによって問題解決につなげていくケースもあります。不登校の原因は、本人自身に学校に行けない理由がある以外に、幼い兄弟や祖父母の面倒を見なければならないといったヤングケアラーの問題があったり、貧困により学校に着ていく洋服や必要な文房具が買えないといった貧困の問題が隠れていたりする場合があります。このような場合、児童生徒は声を上げることが難しく、隠してしまうケースもあるために、早期に発見し、福祉的側面からアプローチしてまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 次に、スクールソーシャルワーカーは、関係機関との連携が非常に重要になりますけれども、どういった関係機関との連携を図っているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 お答えいたします。

スクールソーシャルワーカーは、児童生徒のサポートに必要な機関等と連絡、調整を行います。市役所の保健福祉部や児童相談所、警察や医療機関、民生委員やNPO団体、ボランティア団体等が連携機関です。

例えば、経済的に厳しい家庭状況にあるときに、生活保護の申請を手助けしたり、医療機関への受診に同行したり、本人の発達特性に合わせた放課後のデイサービスにつなげたりすることもあります。本市では、なかなか登校できない生徒の家庭を訪問し、生徒本人に登校を促すことで一緒に登校することができました。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 様々な御家庭に関わっていただき、学校では介入できないところをスクールソーシャルワーカーが寄り添った対応をしてくださり、本当に感謝であります。

次に続きますが、今後を見据えたスクールソーシャルワーカーの増員や後継者育成をどう考えているのか。1名で市内小中学校児童生徒に関わる相談件数は多く、適切な対応にも御苦労されていると思います。増員についての考えはあるのか、また人材育成、それから確保について考えはあるのかお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 お答えいたします。

現在本市では、きぼうの広場で1名のスクールソーシャルワーカーが週に2回の勤務をしております。こども家庭課と情報を共有しながら連携を深め、児童生徒のサポートをしています。また、足りない場合は県のスクールソーシャルワーカー活用事業を利用し、社会福祉士の派遣も考えています。

今後も、児童生徒の問題行動等で家庭に介入したほうがよいケースも増加していくと思われま

す。そこで、スクールソーシャルワーカーの勤務時間等を増やす方向で関係機関と調整していきたいと考えています。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 増員に対しまして、県のスクールソーシャルワーカー活用事業を利用したり、またスクールソーシャルワーカーの勤務時間を増やしていくという方向で考えていくということで、将来的に市内中学校区に対し、スクールソーシャルワーカーを中学校1校に1人の常駐配置を行い、体制を整えていただきたいと思いますと考えますが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 議員からいただきました、中学校区ごとに1名のスクールソーシャルワーカーを配置するという御提案でございますが、御指摘のとおり、スクールソーシャルワーカーの役割は重要であります。ただ、有資格者の人材不足、財政的な問題等課題も多くあるため、直ちに増員することは難しいと考えております。将来を見据えながら、充実を検討していきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 有資格者の人材不足の解消として、先日守谷市に伺わせていただきました。守谷市は、守谷型スクールソーシャルワーカー事業として動かされており、中学校区1名の4名なんですけれども、スクールソーシャルワーカーが常時配置されておりました。中学校に籍を置きながら、中学校区内の小学校を回っているという状況でもあります。その4名の方は、全てスクールソーシャルワーカーの資格があるのではなく、元教員だったり福祉関連のお仕事をされていた方が担当されている状況でもありました。参考になればと思ってお話をさせていただきました。

また、財政的に厳しい、確かにそうでございます。厳しいのであれば、例えばですが、ふるさと納税の仕組みを活用した寄附金集めを実施し、これを子供支援関連の資金に充当することで、スクールソーシャルワーカーの必要予算を捻出したらどうかと考えますが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 私が答えていいのかどうか分かりませんが、守谷市の取組というところについては参考にさせていただければありがたいなと思います。

ふるさと納税については、いろんな各所と相談させていただければありがたいなと思います。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 次に、放課後児童クラブの昼食提供について伺います。

こども家庭庁は、小学生の夏休みに伴う放課後児童クラブの昼食提供を推進しております。今現在、児童に対して弁当持参を求めており、共働きの親には毎日の負担はかなりあります。昼食の提供は自治体の判断に委ねられてきましたが、宅配弁当の活用といった事例を紹介し、全国の自治体に検討を促しております。

こども家庭庁ホームページに事例紹介として、まず茨城県境町、2021年から学校給食センターで調理された給食を、町内全ての放課後児童クラブで長期休業中に提供されております。保

護者の負担軽減と、家庭から持参する弁当による食中毒防止のため、長期休業期間中に業務を停止している給食センターの有効活用をしております。1食当たり250円、食材と水道光熱費、運搬費は町が負担するという形になっております。

また、東京都港区においては、2023年度から夏季休業から長期休業期間中の月曜から土曜日に利用可能な弁当配達業者を導入しました。長期休業期間中の昼食準備に係る保護者の負担を軽減することが狙いであります。区が事業者と一括して契約を行い、弁当の配達費を負担するという形です。弁当代は実費、配送費は区が負担するという形になっております。

また、近隣の取手市は、今年の長期休業期間中、昼食提供サービスがスタートしました。この提供は、お弁当事務所と市が連携して実施しています。お弁当の注文は保護者がスマホで注文してキャッシュレス決済なので、個々での完結ですので煩わせることはありません。牛久市は自校式ですので、長期休業期間中で、もし実施していく検討として、この取手市が参考になると思います。

こども家庭庁は、学童保育がある1,633市町村に調査したところ、各事業所が長期休業期間中に昼食を出しているかどうかを把握しているのは995市町村です。これらの自治体に当たる学童保育1万3,097か所のうち、昼食提供をしているのは2.8%に当たる2,990か所にとどまっています。この調査は5月1日時点であります。こども家庭庁は、6月下旬、自治体に対して、地域の実情に応じ食事の提供の検討を求める通知を出しております。

先日、保護者の皆さんとお話をする機会がありました。やはり、夏休み中のお弁当の準備はかなり負担になっていると、また食中毒などを考えると、保冷剤で冷やしたお弁当を食べさせるのは危ないしかわいそうだという声がありました。夏休みの放課後児童クラブで昼食を提供していただけると助かるとの御意見もいただきました。放課後児童クラブでの昼食提供についてのお考えをお伺いいたします。

**○諸橋太一郎 議長** 吉田充生教育委員会次長。

**○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長** 昨日の水梨議員への答弁において、食事提供の実現への課題として、アレルギー対応と、限られた職員でできる方法を挙げさせていただきました。先ほど議員からあった取手市の事例は、アレルギー対応ができない事業者との連携ですが、保護者が注文購入し、弁当業者が児童クラブまで配達してくれる仕組みのため、児童クラブ職員は届いた弁当を注文した児童に間違いなくお渡しすることで提供できます。

牛久市でも、公設8か所に対応できる仲介業者や弁当業者がないか確認し、対応可能な業者が見つかった場合には、各児童クラブでの運用について、現場の職員と調整したいと考えております。

以上です。

**○諸橋太一郎 議長** 藤田尚美議員。

**○3番 藤田尚美 議員** 受入れ体制が整った場合には、今年の短い冬休みまたは春休みなどを利用して試験導入をしてみるなど、利用者のニーズに応えられるようにしたいとの前向きな答弁ありがとうございます。今年の冬休みか春休みでよろしいでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 体制が整えば、ぜひ長い夏休み期間の前に、幸い冬休みや春休み、そういったタイミングがありますので、そういった試験導入についても検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 また、支援員不足とも聞いておりますので、負担にならないよう仕組みづくりをしていただいて、現場の声をしっかり聞いていただき、この事業を始めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、視覚障害者の情報取得について伺います。

全ての障害者が、障害の有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行されました。その第1条は、全ての障害者が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要である。障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とするとあります。

また、第3条の基本理念には、概要となりますが、障害者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策の推進に当たる事項といたしまして、障害者の種類、程度に応じた手段を選択できるようにする。日常生活、社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする。障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする。高度情報通信ネットワークの利用、情報通信技術の活用を通じて行うとあります。

今でも、視覚障害者にとっては、情報の取得や利用に多くの御苦労があります。内閣府ホームページには、視覚障害がある方は必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字情報をコード情報、音声コードに変換して印刷したものを活字文書読み上げ装置を使って音声化する方法があります、と記載されてあります。事実として、視覚障害者は、自宅に届く郵便物等は補助ボランティアに代読してもらうか、文字をコード情報に変換して読み上げ装置をアプリで聞いています。視覚障害の手帳を持っている方のうち、点字が読める人は僅か1割ほどと言われております。他の疾病や高齢化などで文字が読みづらい人も増加しております。

音声コードにつきましては、令和5年9月議会の一般質問にて、公的な通知の封書等には音声コードがついておらず、このため、何の封書か分からないため誤って捨ててしまうこともあり、紙媒体に掲載されている印刷情報をデジタル情報に変える二次元のバーコードのことであり、この音声コードがついている場合は、紙媒体の端に切り欠きと呼ばれる半円の穴がついているため、視覚障害者はそこを指で触れれば音声コードの場所が分かるので、市としてこのように対応した

らどうかという質問に、調査研究していくとの答弁でしたが、その後どのような進展があったか伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 視覚障害者の情報取得に係る音声コードは、SPコードとユニボイスの2種類があり、共に音声情報を内包した二次元コードです。SPコードは、視覚障害者用活字読み上げ装置で読み取ることで、文字情報を音声で聞くことができます。この装置は、日常生活用具給付事業の対象となっておりますが、平成18年度に9件の給付申請があった以降、申請はございません。

ユニボイスは、SPコードのように読み上げ装置は必要なく、携帯電話、スマートフォンやタブレット端末にアプリを入れて読み取ることで、コードの内容を画面上に文字情報として表示し、音声で聞くことができます。さらに、アプリ上の文字表示画面から関連のサイトや地図の表示、電話、メール送信等が可能となります。視覚に障害のある方だけでなく、高齢者、日本語の不自由な外国人などへも情報提供可能となるため、現在はユニボイスの導入を検討する自治体が増えています。

令和6年8月現在、県内でユニボイスによる情報提供を進めている茨城県のほか、13市町に聞き取りを行いました。茨城県では、障害福祉に関する計画書や、障害者差別解消に関する事例集などのパンフレットにユニボイスを印字して、視覚に障害のある方への情報提供を行っています。水戸市では窓口で配布する福祉のしおりに、日立市では障害福祉に関する計画策定時のアンケートに、石岡市、古河市、境町では障害福祉に関する計画書にユニボイスを印字しております。さらに、古河市では障害福祉担当課から視覚に障害がある方へ送る通知に、常陸大宮市では水道担当課から各世帯への上下水道使用料等の通知にユニボイス印字を行っています。ほかの7市町では、ユニボイスによる音声コード作成を試し、運用について検討している段階とのことです。

一方で、一つの音声コードで800字程度と情報提供できる文書量に制限があること、元の文章を修正するときにはコードの修正も必要であること、コピーした印刷物ではコードの読み取り率が極めて低くなることなどの課題があります。視覚障害者の情報受信ツールは、日々改良が進んでいることもあり、音声コードの有効な活用も含め、他の自治体の状況や市内障害者団体の御意見を伺いながら、視覚に障害を持つ皆様の日常生活が少しでも豊かになるツールの導入について検討してまいります。

なお、令和6年8月末現在、市内在住で視覚障害を理由に身体障害者手帳を所持している方は117名となっております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 前回より1年がたちまして、その中で調査研究として13市町に聞き取りをしていただいたということで、その中、7市町はユニボイスによる音声コード作成を試し、運用について検討している段階とありましたが、牛久市もまずはユニボイスによる音声コード作成を試して、検討に入っていくことはできないのでしょうか。

また、課題についても御答弁がありましたが、そうであるならば、実際に試してみて、牛久市

がその課題を解決していくことはできないのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 これまでに市で行いました試みとして、視覚障害者から音声コード化の希望がありました窓口の資料数点をユニボイスで作成して、当事者や支援者とともに機材を用いて再生を試みたことがございます。その試みの中で、コードの文字数の制限とか、コピーした印刷物での音声コードの読み取り精度が低いというような課題が明らかになりました。

今後、市としてどのようにして支援していくかでございますが、改良が進んでいる様々な別の情報ツールの情報収集と、市が課題としていることがほかの市ではどうやってクリアできているのか、そういったところの調査、また、ユニボイスが今後全国的に主流となるツールであるかどうかということの見極め、そして何よりも市内の視覚に障害を持つ皆さんがどのような場面で不便を抱えることが多いのかという情報入手の現状とか、使いやすいツールなどのお話を聞かせていただきながら、情報化社会の中で、視覚に障害を持つ皆さんがスムーズに情報を入手できるための環境を整えられるように、支援の方向性を検討していきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 次に、視覚障害者のためのハザードマップへの対応はどのようになっていますでしょうか、お伺いたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 牛久市において、現時点でのハザードマップといたしましては、地震における揺れやすさ防災マップ及び土砂災害ハザードマップがございしますが、これらは視覚障害者に対応したマップとはまだなっておりません。また、今年度に市内で初めて洪水浸水想定区域が指定されたことを受け、洪水ハザードマップを含めた総合的な防災マップを今年度中に作成し、全戸配布を計画しているところでございますが、こちらのマップについても、視覚障害者の方の情報取得に対応したのものには現在なっておりません。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 ハザードマップは情報取得に対応されていないということで、それでは近隣市ではどのような対応をしているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 近隣市における視覚障害者に向けたハザードマップの整備状況ですが、現時点で近隣市町村で視覚障害者に向けたハザードマップを作成しているところはございませんでした。また、国土交通省の調査によりますと、令和3年度時点では、障害に対応した水害ハザードマップを作成している市町村は、全国の2.6%にとどまっているとのことであり、障害者に向けたハザードマップでの情報提供については、全国的な課題であるものと認識してございます。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 次に、視覚障害者からは、災害の際には情報を入手しづらいとの声がありますが、今後どのような対応をしているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

先日、柳井議員の御質問でも回答しましたとおり、災害時等の情報伝達手段といたしましては、防災行政無線、LINE等のSNS、市ホームページ、地元消防分団やFMうしくうれしく放送による広報など、様々な手段で周知をすることになります。

一方で、自力での避難が困難な避難行動要支援者に該当する方につきましては、避難行動要支援者名簿を整備しており、災害時には本人の同意なく、避難支援等関係者になる行政区、自主防災組織、民生委員、ケアマネジャー、警察・消防に提供できることになっております。

これに加えて、今年中に名簿対象者に対し、平常時からの名簿提供に関する同意確認を実施いたします。これにより、同意が得られた方については、平常時から避難支援等関係者に対して名簿の事前提供が可能となり、災害時のみならず、平時からの見守りや災害発生時の情報伝達、迅速な避難行動につながると考えております。

さらに、今後は名簿記載者に対して、個々の計画となる個別避難計画を順次作成していく予定です。それらによって、視覚障害者の方を含めた避難行動要支援者への適切な情報伝達、避難行動ができるようになると考えております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 次に、ハザードマップのように、命に関わる情報については、視覚障害者もすぐに情報が得られるように、音声コード対応マップ作成や、また音声版ハザードマップのような耳で聞けるハザードマップの作成を推進すべきと考えますが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 現時点では、牛久市でハザードマップに音声コードをつけていく計画はございませんが、今後の県内の市町村における導入状況や避難行動要支援者名簿の平常時からの提供状況、個別避難計画作成の進捗状況などを考慮しつつ、検討していきたいと考えております。

一方で、国土交通省のホームページで公開しております、日本全国各地のハザードマップが確認できる「重ねるハザードマップ」というのがございまして、こちらでは知りたい地点の自然災害の危険性や取るべき行動などを簡単な文章で表示する機能が令和5年度に追加されております。これに音声読み上げソフトを利用することによって、視覚障害者の方にも情報提供ができるようになるため、今年度策定予定の洪水ハザードマップを含めた防災マップが完成した際には、このページに掲載していきたいと考えております。

現時点で、視覚障害のある避難行動要支援者の方へのサポート方法につきましては、個別避難計画を作成し、人的なサポート体制を築くことが最善と捉えておりますが、音声コードを利用したアプリ等のICT技術の併用についても調査研究に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 この問題は、国会のほうでも議論されておりました。国土交通省大臣も、この重ねるハザードマップ、自治体にしっかりと使っていただきたいという答弁もございました。この重ねるハザードマップですが、作成できたら市のホームページ等に発信できるかどうか

か、再度伺わせていただきます。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 市のホームページにリンクできるようにして、皆さんに使っていただくことが最善だと考えております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 以上をもちまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で3番藤田尚美議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時55分といたします。

午後1時47分休憩

---

午後1時55分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番出澤議員から、一般質問に関する資料配付依頼の申出がありましたので、これを許可し、サイドボックスに登載いたしました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、12番出澤 大議員。

〔12番出澤 大議員登壇〕

○12番 出澤 大 議員 皆様、こんにちは。れいわ新選組、市民クラブの出澤 大です。

執行部の皆様にとっては、厳しい指摘となることもあるかもしれません。しかし、二元代表制の一翼を担う議会の一員として、本市の発展、また主権者たる市民の皆様のためにこそ質問をしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長、以降は着座にて質問させていただきたいと思っておりますので、御許可をお願いします。（「はい、許可をいたします」の声あり）ありがとうございます。以降は着座にて質問させていただきます。

それでは、通告に従い、大枠3点の質問を行います。

まず、大枠1点目、本市の公営住宅について伺ってまいります。

れいわ新選組では、住まいは権利と主張しており、私もそう考えるものであります。公営住宅法の第1条には、この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。公営住宅の充実は、低所得者や高齢者だけにとどまらず、子育て中の現役世代の可処分所得を増やすことにもつながり、市内経済に与える影響は決して小さくないものと考えます。

大枠1点目の1、本市における公営住宅の現状をどのように認識しているかについての御説明をお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 牛久市では、266戸の市営住宅を管理しております。その内訳は、

木造住宅が46棟74戸、鉄筋コンクリート造住宅が19棟192戸となっております。木造住宅は猪子住宅、落合住宅、新山住宅の3か所、鉄筋コンクリート造の住宅は、古い順に南裏第2住宅、神谷住宅、南裏住宅、前山住宅の4か所であり、合計7つの団地を管理・運営しております。

木造住宅は、昭和30年から昭和47年の間に建てられたもので、全てが築50年以上となり、既に木造住宅の耐用年数30年を経過してございます。このため、現在では新たな入居者の募集を停止してございます。

一方、鉄筋コンクリート造では、築40年以上の建物が6棟74戸と4割を占め、最も古い南裏第2住宅が築51年になります。耐用年数である70年を超えたものはまだございませんが、建物の老朽化が進んでいるのが現状です。

以上です。

**○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。**

**○12番 出澤 大 議員** 質問するに当たって、市内数か所の市営住宅を見てきましたが、確かにかなり老朽化が進んでいると感じました。日本全体が成長している時期、人口が増えている時期に整備されたものが多く、その時期の役割は果たしてきたものだと感じております。しかし、時代が変わり、日本全体がシュリンクしていく現在において、公営住宅に求められる役割も変化しているものではないかと考えるところです。

政府の失策により、30年近く成長しない世界で唯一の先進国となり、格差が拡大し、少子高齢化が進む日本において、住居の絶対数が足りていないのではなく、低所得者や高齢者のみならず、子育て世代でも安価にそして安心して住める住宅が足りていないとの認識です。具体的に伺ってまいります。

2は、需給バランスについてであります。

現在本市が管理している公営住宅の入居率、また各住宅の抽せん倍率と抽せんの時期、頻度について伺ってまいります。

御答弁にもありましたように、本市の公営住宅は、県営住宅がありませんので、本市の公営住宅は市営住宅の7か所、総戸数は266であるとの認識です。

本市の公営住宅数と他の県内自治体との比較については、茨城県が公表している公営住宅所在市町村別管理戸数を基に作成した資料1の公営住宅所在市町村別管理戸数表を御覧ください。本市の人口は県内10位ですが、公営住宅戸数は29位、人口で除した1人当たりの戸数になると県内37位となり、この順位は1人当たり市内総生産の順位とほぼ一致します。

ここで伺います。最新の入居率と直近3年間の抽せんの時期と回数、また抽せん倍率を各住宅ごとにお示しくください。

**○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。**

**○野島正弘 建設部次長** 市営住宅の入居率と新居入居状況でございますが、現在、市営住宅全体の管理戸数は、ただいま議員のほうでもお示しいただきました266戸でございます。このうち入居率は170戸であり、入居率は64%となっており、市営住宅の入居率は年々減少傾向と

なっております。

木造住宅全体では、74戸中45戸が入居中であり、入居率は61%でございます。木造住宅の団地別としましては、猪子住宅は64戸中38戸入居しており、入居率が60%、落合住宅は5戸中3戸入居しており、入居率が60%、新山住宅は5戸中4戸入居しており、入居率が80%となっております。木造住宅は、入居者の募集を停止していることから、過去3年間は新規の入居募集を行っておりません。

次に、鉄筋コンクリート造の住宅全体では、192戸中125戸が入居中であり、入居率は65%です。鉄筋コンクリート造の住宅全体の募集状況は、過去3年間、おのおのの住宅で4回実施しており、平均倍率は0.69倍で1倍を割っていることから、募集をしても、募集した全ては埋まらない状況でございます。

鉄筋コンクリート造の住宅団地別の入居率は、神谷住宅が72戸中46戸入居しており、入居率64%、南裏住宅は60戸中36戸入居しており、入居率60%、南裏第2住宅は20戸中13戸入居しており、入居率65%、前山住宅は40戸中30戸入居しており、入居率75%です。

また、直近3年間の新規入居募集時期とその倍率は、神谷住宅が令和3年度は7月と3月の2回、令和4年度7月に1回、令和5年度6月に1回、計4回入居募集が行われ、平均倍率は0.9倍でした。南裏住宅は、令和3年度に7月と3月の2回、令和4年度7月に1回、令和5年度6月に1回、計4回入居募集が行われ、平均倍率は0.4倍でした。南裏第2住宅は、令和3年度3月に1回入居募集が行われ、平均倍率は3倍でした。最後に、前山住宅ですが、令和3年度3月に1回、令和4年度7月に1回、令和5年度6月に1回、計3回入居募集が行われ、平均倍率は0.5倍でした。

以上です。

**○諸橋太一郎 議長** 出澤 大議員。

**○12番 出澤 大 議員** 全体の入居率は64%であり、なお減少傾向とのこと。空き部屋があったとしても、木造住宅については募集をしていないということは、現在本市が管理する市営住宅の3割近くが募集できていないという状況です。それにもかかわらず、これらのことから、県内他市町村と比較し、管理する戸数は少ないにもかかわらず入居率も低く、かつ倍率も低いという本市の市営住宅の現状が明らかになりました。市民の暮らしを支える大切な役割を担うであろう市営住宅が十分に整備されていない大変残念な状況だと感じます。

古い住宅は、建て替えやリノベーションが必要だと考えますが、執行部のお考えを伺います。

**○諸橋太一郎 議長** 野島正弘建設部次長。

**○野島正弘 建設部次長** 議員今お話ありましたように、老朽化につきましては非常に進んでおります。それは認識をしております。建物の老朽化による入居意欲の低下というものも一つの要因かというふうにも考えております。また、新規入居時には、入居者がエアコン、また風呂釜、浴槽など自分で準備をしなきゃならないということで、そちらの購入費の負担というものも入居率の低下の要因の一つかなというふうに考えてございます。

この辺のことを踏まえまして、牛久市としましては、牛久市市営住宅長寿命化計画というもの

を策定しております。改修を計画的に進めるために、この計画を用いまして、現在は少しでも入居時の費用負担が減るよとということ、風呂釜、浴槽購入の負担を減らすためにも、浴室のユニットバス化でありますとか、リノベーションとまではいきませんが、古い空き室の内装改修などを、この計画に基づいて実施をしているというところでございます。

今後につきましても、実はこの市営住宅の長寿命化計画、現時点、現在全面改定を行って最中でございます。この改定に基づきまして、来年度以降、南裏住宅の2号棟から4号棟の1階を中心に、ユニットバス化であるとか空き室の改修などを進める計画というものを盛り込めるように検討しているところでございます。

以上です。

**○諸橋太一郎 議長** 出澤 大議員。

**○12番 出澤 大 議員** 執行部のほうも、現状はこれで満足ではないと、問題意識は同様に感じていただいていると思います。やることが多くて、順次やっていただけるものとは理解しました。

ここで、次の質問に参ります。入居率や倍率、競争率とも関わってくると思いますが、市営住宅のバリアフリー化の現状について伺います。

**○諸橋太一郎 議長** 野島正弘建設部次長。

**○野島正弘 建設部次長** 平成18年に施行された通称バリアフリー法により、高齢者や障害を持つ方をはじめ、全ての人が安全で快適に生活できるよう、施設のバリアフリー化が求められております。

現在、牛久市の市営住宅では、バリアフリー対応となっている住宅は、前山住宅の5棟の1階部分にある20戸となっております。この住宅では、建設時に手すりの設置や室内段差をなくしており、転倒防止や移動がしやすい環境が整えられております。

そのほかの市営住宅については、平成31年度に共用部分のバリアフリー改修としまして、南裏第2住宅の階段に手すりを設置いたしました。市営住宅の共用部分につきましては、エレベーターが設置されておらず、建物の構造上、エレベーターを後づけで設置することも困難であるため、2階以上の部分へのバリアフリー化の一環として、市では階段に手すりを設置するといった対策を取っております。

こうした状況もあり、日常生活において体の不自由があり、階段の上り下りが困難な方が低層階への住み替えを希望される場合には、空いている住居へ移れるよう、相談に応じて対応を行っております。

バリアフリー改修は、市営住宅の個別計画である牛久市市営住宅長寿命化計画に基づいて実施されております。この計画では、市営住宅の耐久性の向上を図る工事のほか、住戸内のバリアフリー化を含む福祉対応の改修として手すり等の設置を進めていく方針が示されており、この長寿命化計画に基づく改修工事については、国の交付金を活用することが可能となっていることから、積極的に交付金を活用しながら、対応できる市営住宅の住戸への必要なバリアフリー改修を進めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 一部対応されているというふうに理解しました。

しかし、高齢者や障害者のみならず、子育て世代においても、子供を抱えたりベビーカーを持って階段の上り下りなどには危険が伴います。それらが理由で市営住宅に応募したくてもできない現状もあるのではないかと推察します。

障害のある者としての立場から申し上げますと、一番危険なのはお風呂場です。ビジネスホテルの狭い浴室などには手すりもなく、段差も多く、視察で宿泊した際、浴槽の中でシャワーを浴びているときに足を滑らせ転倒してしまいましたが、浴槽から出るだけでも30分近くかかってしまい、途中何度か諦めかけました。私の場合はレアケースかと思いますが、障害をお持ちの方や高齢者には、お風呂場はとても危険です。このようなバリアフリーの現状、またはニーズについて、市は調査、把握しているのでしょうか。少しでもよりよい環境で利用していただけるよう、市民の声を聞き、ニーズに合わせて市営住宅を整備する意義は小さくないものと考えます。今後とも、広く市民の声を拾い上げ、順次改善していくよう改めて要望したいと思いますので、御対応のほうをよろしくお願いいたします。

次に4番、市営住宅のさらなる利活用について伺います。

国土交通省が出している公営住宅の地域対応活用についてによると、地方分権改革推進委員会の勧告の趣旨を踏まえ、各地方公共団体が、地域の実情を勘案し、若年単身世帯、UJIターンにより地域に居住しようとする者に対して、公営住宅ストックを弾力的に活用できるよう措置するとあります。地方分権改革推進委員会の勧告、生活者の視点に立つ地方政府の確立において、公営住宅については、入居資格要件を緩和するとともに、設備基準については、国は基準を示すにとどめ、具体的な基準は地方自治体が地域ごとに条例により独自に設定し得ることとするとあります。この文言を、執行部はどのように受け止めるのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 牛久市の市営住宅の本来の目的は、牛久市内に在住または勤務されている方のうち、住宅に困っている低所得者の方々に対して、低い家賃で住宅を提供し、生活の安定を図ることとございます。

市営住宅については、こうした本来の入居対象者が利用できなくなることがないように、適切な管理・運営を実施する必要があると考えてございます。

しかしながら、公営住宅を本来の目的以外で使う目的外使用を行う自治体もあり、グループホームや高齢者向け賃貸住宅、移住体験住宅などの活用事例があり、県内では大洗町で高校のマーチングバンド部の学生寮として市営住宅を活用する取組もございます。こうした公営住宅の目的外使用と呼ばれる多様な活用の背景には、前提条件として、全国的に老朽化した公営住宅の空き室の増加がございます。

牛久市では、市営住宅本来の目的である、住宅に困っている方々に優先的に市営住宅を提供することを重要視しており、ここ数年での空き室の増加に対して、目的外使用を実施するのではな

く、今後入居条件の見直しや単身者向けの住宅の拡大を検討してまいりたいと考えております。

具体的には、定期的に募集している住宅の入居方法について、応募がなかった場合には、随時募集に切り替えることで需要にも対応できるようにしていきます。さらに、60歳以上の高齢者や障害を持つ方などの単身者の応募が多いことから、既存の家族向け住宅の一部を変更し、単身入居可能な住宅の戸数を増やすことも検討をしております。

現在、単身入居可能な住宅は、南裏第2住宅20戸と神谷住宅1号棟・2号棟の36戸、前山住宅A棟・E棟の8戸、合計64戸となっております。過去3年間における入居募集の全体倍率は0.69倍となっておりますが、単身入居が可能な住宅の入居倍率は平均2.1倍となっており、非常に需要が高いことが分かっており、既存の市営住宅で比較的居住面積が小さい南裏住宅や前山住宅の一部を単身者が入居できる住宅にすることで、この需要に対応したいと考えております。

今後につきましては、市営住宅の目的外使用や、市内在住または勤務要件の見直しを優先するのではなく、まずは本来の目的である市内の住宅困窮者への対応を優先し、その上で、空き室の改善が見られない場合には、柔軟な利活用や入居条件の緩和などの可能性も検討していきたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 御答弁にありましたように、まずは牛久市民で住居に困っている方への入居が優先であることは言うまでもありません。市としても、その中でできることを対応していただいていることは理解します。

しかし、先ほども述べましたように、時代は変わり、公営住宅に求められる役割も変遷しているものと理解するところです。さらなる利活用への検討は必要だと感じます。

常総市では、保育士の資格を有している者を含む若年夫婦世帯または単身者、市内外を問わず、既に市内の保育施設にも努めている保育士が属する世帯も対象とするなどしていますし、そのほかにも、全国では地域おこし協力隊や移住希望などにもその門戸を開いています。また、「低所得者向け公営住宅、条件緩和し若者に開放、都は大学と協定を結び学生を受入れ」との読売新聞の報道にもあるように、入居者の高齢化が進む公営住宅に若者を呼び込み、自治会活動などにも参加してもらうなどの地域の活性化にもつなげています。神奈川県は、15年度から県営住宅の空き部屋を地域住民の交流拠点として開放、手芸など趣味の教室が開かれており、県の担当者は、高齢の入居者は孤独になりがちなので、人との交流が生まれる教室は好評だと話しているようです。

本市においても、入居要件を緩和して、進学や就職で牛久市から転出してしまった若者に戻ってきってもらう手段としてや、人手が足りていない市役所職員、またエッセンシャルワーカーの充実を図る手段として位置づけ、また年々希薄になっていく地域コミュニティの再構築にもつながり得る市営住宅の利活用についても至急検討すべきではないかと考えます。

国民・市民は、国や市に対し、適切な住宅の供給や良好な居住環境を求める権利があり、国や

市はこうした権利に応える義務を有するものと考えます。日本においては、持家偏重とも言える政策が取られ、持家に対する住宅ローン減税は年間8,000億円規模であるのに対し、賃貸借物件における入居者への直接家賃助成制度は圧倒的に少ないのが現実です。若者の多くは家賃か住宅ローンを支払っています。その割合は、収入の2割と3割とも言われており、年々その割合は増えています。支出を項目別に分ければ、1番目か2番目になるでしょう。大きな支出となる住宅関連費を公が支えるということは、低所得者や高齢者を支えることのみならず、若者や現役世代の流入にもつながるのではないかと考えます。

さきに示したように、本市の市営住宅の人口当たりの戸数は、市内総生産と同様に44市町村中30位台の後半であり、決して胸が張れる状態ではありません。市営住宅を新たに整備し、加えて入居の条件も緩和、市営住宅の在り方を抜本的に変え、未来への投資ともなるよう柔軟に利活用すべきだと私は考えますが、執行部の認識を改めて伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 全国的に見ますと、議員今お話ありましたように、いろいろな活用をしている事例がございます。私どもでも、その事例につきましてはいろいろ調べておりまして、例えば静岡県の光ヶ丘団地や兵庫県の南芦屋浜住宅などでは、社会福祉協議会が事業主体となりまして、高齢者向けの活動拠点でありますとか、サービス付き高齢者向け住宅という形での活用をしております。市営住宅の空き室を目的外使用という形で有効に活用した事例というふうに私どもも捉えております。こうした事例がありますと、地域活性化でありますとか、または高齢者の見守りに一定の効果というものがあるというふうに認識をしております。

しかしながら、繰り返しになってしまいますが、牛久市としましては、まずは今現時点、家族向け住宅の需要が減少している中で、先ほどもお話ししたとおり、単身者向けについては倍率が非常に高いということで、まずはそちらの単身者向けに使えるものを使って募集をして、その単身者で住宅に困っている方にまずは供給をしたいというふうに考えております。その後も、単身者向けの住宅というものを増やしていっても、入居率が低迷したままだという場合には、長期的に空き室の改善というものが見られないという判断をした場合には、柔軟に利活用というものを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 丁寧な御答弁ありがとうございます。

そうですね、単身者向けにまた増やしていくということに対して、私も賛成です。ただ、市営住宅整備するにしても、やはりかなり財政的な負担は必要になるかと思えます。

続いて5番、市営住宅の整備に利用できる補助金制度についてはどのような認識なのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 市営住宅の整備に活用可能な交付金としましては、社会資本整備総合交付金の中に、公営住宅等整備事業と公営住宅等ストック総合改善事業の二つのメニューがござ

います。

まず、公営住宅等整備事業ですが、新しい公営住宅の建設や既存住宅の建て替えに使われるもので、調査費、設計費、既存物の除去費、建設工事費、入居者の移転補償費などが補助対象となり、補助率は50%です。

次に、公営住宅等ストック総合改善事業は、既存の市営住宅の改善に関連する事業で使われるもので、主に建物の性能向上を目的とした工事が補助対象となり、補助率は45%となっております。

これらの交付金の対象となる事業は、市営住宅の長寿命化計画を策定し、その中で計画した改修工事などに限られます。牛久市では、平成24年3月に牛久市市営住宅長寿命化計画を策定しており、この計画に基づいて屋根防水や外壁の改修、浴室のユニットバス改修などを実施してまいりました。

今年度は、近年の社会情勢の変化や市営住宅の需要の低下している現状に対応するため、計画の全面改定を実施いたします。既に業務委託を発注済みであり、住宅需要と供給の分析や、入居者へのアンケート調査、建物の劣化状況調査による改修計画などの策定に着手しており、これらを計画に反映することで、今後10年を見据えた市営住宅の維持管理方針を定めてまいります。

今後、国の交付金を活用した改修につきましては、今回改定する長寿命化計画に基づき、ニーズや建物の状況に応じて、耐久性・居室性の向上、バリアフリー化などの必要な改修を実施したいと考えております。

以上です。

**○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。**

**○12番 出澤 大 議員** 御答弁にありましたように、様々な補助金のメニューがあることは私も承知しております。また、今年度は計画の全面改定を行うとのこと。問題意識を共有していただいているものと安堵しました。補助金の活用についても、幅広く情報を得て積極的に活用していただくよう再度お願いいたします。

次に6番、既存民間住宅の借り上げについて伺います。

国土交通省から出されている既存民間住宅の借り上げによる公営住宅の供給の促進によると、借り上げ公営住宅のメリットとして、1、直接建設方式に比べ、土地の取得費、建設費等の多額の初期投資を必要とせず、効率的な公営住宅の供給が可能。2、公営住宅の供給が少ない既成市街地等における民間住宅の借り上げにより、公営住宅ストックの地域的偏在の改善が可能。3、期限を区切った借り上げにより、建て替え、災害時の一時的・緊急的需要への対応も含む地域の公営住宅需要の変化に対応した供給量調整が可能。とありますが、この既存民間住宅の借り上げについての執行部のお考えを伺います。

**○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。**

**○野島正弘 建設部次長** これまで、公営住宅は自治体が直接建設することが一般的でしたが、平成8年に公営住宅法が改定され、民間の住宅を借り上げて公営住宅として提供する方法が導入されました。

この借り上げ公営住宅では、土地の取得費や建設費用などの初期費用を必要とせずに住宅を提供できる利点や、公営住宅の供給が少ない市街地にある民間住宅を借り上げて活用することにより、公営住宅の地域的な偏りの改善が図れるなどのメリットがございます。

しかしながら、牛久市では市営住宅に空き室があることや、市営住宅が分散しているものを集約している状況であることから、今のところ民間住宅の借り上げの方針はございません。

借り上げ公営住宅のほかにも、民間企業と連携して行う事業手法の一つにPFI事業があり、設計や施工を一括して発注することで、従来の直接建設と比べて民間のノウハウを最大限に活用した良質な公営住宅の整備や、事業費の削減を実現することが可能となっております。

今後の市営住宅の在り方につきましては、現在実施している長寿命化計画改定業務の中で、急激な社会変化で市営住宅の需要が増大した場合などにも対応できるように、PFI事業等も含め、これらの多様な供給方法を比較検討し、市のニーズに合った市営住宅の供給に努めてまいります。以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 御理解いただいていることと思いますが、空き室が存在している理由が重要です。現状ニーズにマッチした供給がなされていると言えるのか、市民のニーズ調査などは行っているのでしょうか。需要が拡大してから対応したのでは遅いと感じます。こちらから先んじて対策することにより、選ばれる町となるのではないのでしょうか。本市の発展にも寄与し得る市営住宅の充実について、既存民間住宅の借り上げも含めた至急の検討が必要だと私は考えます。

また、PFI事業についても言及がありました。PFIとは、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略であり、公共施設の設計、維持管理、運営に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間主導で行う手法との認識です。本来公で行うべき住民サービスを民間に任せるという考えは、いささか性急だと私は感じます。開発や建築を民間と一緒にすることによってスケールメリットが生まれるということはあるかとは感じますが、民間が運営することになれば、当然ながら利益を出すことが求められます。その場合考えられるのは、家賃の値上げやサービスの品質が落ちるといった公共性が低下するリスクです。加えて、行政による運営のコントロールがしにくくなるなどのリスクも想定しなければなりません。まずは、基礎自治体である本市が住民サービスの大切な事業としての公営住宅をどう位置づけるのかが大切だと考えます。

借り上げ制度も含め、今まで御答弁いただいたように、様々な緩和を行うなど、あらゆる手段を検討し尽くした結果として、設計、建築は民間に委託するなどの選択肢の一つとすることを否定はしませんが、住民サービスの安易な民営化はサービスの低下を招きかねません。まずは、本市が責任を持って市民サービスの充実を図るべきだと考えます。

ヨーロッパでは、一度民営化したサービスの再公営化の波が顕著となっております。再公営化とは、様々な形で民営化された公共サービスを、公的な所有、民主的なコントロールに戻すということです。なぜそのようなことが起きているのか、そこを考えなければならないのではないで

しょうか。

老朽化や様々な理由によって公共住宅の戸数が足りていないにもかかわらず、入居率が低いということが、これまでの質問で明らかになりましたが、その改善を図るためにも、既存民間住宅の借り上げも視野に検討する必要があると私は考えます。繰り返し申し上げますが、市営住宅の役割は変わってきています。国も地方自治体で柔軟に考え、運用してよいと言っているのです。公によって市民を助けるということの大切さ、重要さをいま一度確認していただけることを期待し、次の質問に移ります。

次に、大枠の2番目、本市が行った市民への給付とも言えるハートフルクーポン事業について伺ってまいります。

地域振興券は、1999年に地域振興を目的として交付が開始されました。15歳以下の児童のいる世帯主と65歳以上の高齢者の一部に1人当たり2万円の地域限定の商品券を配付する経済対策で、子育てを支援し、高齢者の経済的負担を軽減することで消費を促すことを目的としていました。全額国費で賄われ、全国の市町村で発行され、使用できる期間は市町村が交付を開始した日から6か月間でした。地域振興券の一種として地方自治体が発行しており、本市独自のプレミアム商品券であるハートフルクーポン券も同様な効果を見込んでいるものと推察します。

大枠の2番目の1番、本市はどのような効果を見込んで地域振興券であるハートフルクーポン事業を行ったのかについて伺います。

**○諸橋太一郎 議長** 藤木光二環境経済部次長。

**○藤木光二 環境経済部次長** ハートフルクーポン券事業につきましては、ハートフルクーポン券の普及啓発及び販売促進を図り、消費需要の創出と、これによる市内商業の活性化を目的として平成14年度から実施しております。

これまでは、事業者支援を第一義として事業が進められてまいりましたが、昨年度下期からは、物価高騰対策を含め、牛久市民への生活支援の面からプレミア率の引上げ等を行いました。

現在、当事業は、事業者支援と市民への生活支援の両面からの取組と捉えており、牛久市内での消費の活性化、地域経済の拡大につながるものと考えております。

以上です。

**○諸橋太一郎 議長** 出澤 大議員。

**○12番 出澤 大 議員** ハートフルクーポン事業によって市民や事業者を支えるということは、本市が支出するプレミア分の可処分所得を増やすという分配を行っているということです。まずは、分配により市民の可処分所得を増やし、それが消費に回ることによって利潤を生み、利潤は新たな生産や投資を通じて分配され、それがまた消費に回ります。このように、経済活動は循環を繰り返しますが、その循環が多ければ総生産は増えるとの認識です。

御答弁にあったように、当事業は事業者支援と市民への生活支援の両面からの取組であり、本市の経済に与える影響は小さくないと考えます。その前提に立ち、次の質問に移ります。

市民がハートフルクーポン券を利用できる取扱店事業者の登録についてであります。牛久市のハートフルクーポン事業の取扱事業者については、1、取扱事業者は原則市内に事務所の住所を

有した牛久市商工会員とする。2、取扱事業者は、毎年度申込書に必要事項を記入の上、商工会に提出する。3、商工会は一定の審査を行い、取扱店事業者の登録を行う。とありますが、本来の趣旨から言えば、商工会に参加していない事業者にもクーポン事業に参加してもらうことで、クーポン券を購入した市民はさらに幅広い業種や事業者から買物できる店舗を利用、選択できます。これは、利用者の利益にもかなうとともに、より地域で循環する経済の構築にも寄与するものと考えます。

商工会が主体となり実施している事業とはいえ、税金を使った事業です。公平性の観点からも問題ではないかと私は感じますが、なぜハードブルークーポン事業への参加店舗を商工会加盟事業者に限定しているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 まず、ハートフルクーポン券事業は、ただいま御質問にもありましたとおり、牛久市商工会が主体となり取り組む事業でございます。牛久市といたしましては、その公益性等を認め、奨励すべきものと判断し、補助金等の支援、協力を行うもので、事業実施における基本的なスキームや詳細な条件等は商工会で決定をしております。したがって、ただいま御質問いただきました商工会への加入を要件としていることにつきましても、商工会側で設定した要件となります。

牛久市商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく会員となり、お互いの事業の発展やその地域の発展のために総合的な活動を行うことを目的としております。牛久市といたしましても、これらの目的を実現するためには、商工会の組織力の強化は必要なことであり、牛久市商工会が行うハートフルクーポン券事業を通して、商工会への加入者の増加につなげているということは承しているところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 私は、土浦商工会議所の会員であり、商工会の活動や存在意義もよく理解するものです。私は、2020年の7月に、土浦市から助成を受け、土浦市の飲食店救済クラウドファンディングを主催しました。市内の飲食店に限って参加店舗を募ることを考えましたが、商工会議所などに協力してもらい、リストを作成すればよいだろうと軽く考えていたのですが、一緒に事業を行った仲間の一人から、土浦市の税金を使ってもらう事業なのだから、可能な限り全ての飲食店に参加してもらおうつもりで、徹底した周知を行うべきだとの意見が出ました。皆、本業がある経営者でしたので忙しかったですし、たった3人で始めた事業でしたから、かなり大変でした。途中でぶつかることも多かったのですが、全部で800通ほどの案内はがきを送ったのでしょうか。そこまで行ったことにより、多くの店舗や支援者の参加をいただき、大成功だったと感じています。そのときの経験もあり、本市のハートフルクーポン事業の参加要件に、商工会加盟と限定している現在のやり方には疑問を感じているのです。

また、周辺自治体のプレミアム商品券事業への参加状況を調べてみたところ、土浦市、つくば市、取手市では、商工会に参加していなくても参加ができるようです。

これまで、私は土浦市が行ってきたプレミアム商品券事業に、事業者として参加をしてきましたが、大変助かりました。多くの事業者がコロナで傷つきましたが、それほどこの団体に所属しているかによる違いなどありません。濃淡はあれど、皆等しく傷ついたので。様々な背景や都合があるかと思いますが、税金を投入する事業としての公平性、公益性、利便性の観点からも、今後は商工会に加盟していない事業者にもハートフル事業に参加できるよう、改善の話合いをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 先ほども御答弁をさせていただきましたが、現行ではハートフルクーポン券事業、こちら商工会が事業主体となっております。商工会の組織力強化が市内の商工業全体の発展にもつながるのかなというふうに考えておりましたが、今現時点では商工会加盟事業者を前提に進めているというところ、商工会の意向に理解はしているというところですが、今後は御意見にもありましたように、他市町村の取組の状況ですとか、市内の事業者さんの意向等も把握に努めまして、商工会のほうとも協議をさせていただいて、改善すべき点があれば、これは適宜改善して行って、よりよいハートフルクーポン券事業となるよう取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 ありがとうございます。改善を重ねて、よりよい制度となるよう期待しております。

今後とも、市民の暮らしを支える本市の重要な事業であるハートフルクーポン事業の運営については、提案を続けてまいりたいと思います。

次に3番、令和に入ってから、これまで何回ハートフルクーポン事業を行い、総額どれぐらいの予算を投入したのかをお示してください。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 令和元年度以降の状況をお答えさせていただきます。

令和元年度は上期、下期とも同額発行しており、それぞれ2億7,500万円ずつ、合計で5億5,000万円。令和2年度上期発行額2億2,000万円、下期発行額4億4,000万円、合計6億6,000万円。令和3年度上期発行額2億2,000万円、下期発行額3億3,000万円、合計5億5,000万円。令和4年度上期発行額2億2,000万円、下期発行額3億3,000万円、合計5億5,000万円。令和5年度上期発行額2億2,000万円、下期発行額3億6,000万円、合計5億8,000万円となり、令和元年度から令和5年度まで全10回発行しており、発行総額は28億9,000万円となります。

また、今年度につきましては、上期2億4,000万円を発行し、下期は3億6,000万円の発行を予定しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 令和に入ってから今年度末までに約35億円、12回のハートフルクーポン事業を行うとの答弁だと理解します。

4番、この35億円をかけた事業が、どの程度市内経済に影響を与えたかの分析を行っているかについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 ハートフルクーポン券は、使用できる地域が牛久市内に限定されていることから、全て市内で消費されております。また、その消費額につきまして、商工会からは、市民の方がハートフルクーポン券を利用して買物をされる際、大半の方がハートフルクーポン券での支払いと併せて現金での支払いもされているということで報告を受けており、ハートフルクーポン券の利用と併せて、それ以上の金額が牛久市内で消費をされているということが効果であるというふうに認識しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 御答弁いただいたように、本市が支出した金額以上の効果を生んだ可能性はあるかと私も考えています。その35億円がどれだけの効果を生んだのか、事業が行われた期間と行われていなかった期間、また10%から20%のプレミア率の変化による違いなど検証は可能かと思えます。ハートフルクーポン事業は、クーポン券を発行するだけでなく、その効果の最大化を図ることがとても大切だと考えます。そのためにも、効果の検証を今後行っていただきたいと思えます。今回は要望にとどめさせていただきますので、御検討のほど何とぞよろしく願いいたします。

次に、今後の実施について伺います。ハートフルクーポン事業に関しては、様々な改善の余地があるかとは考えますが、本市の経済の活性化を図る上で大切な事業であるとの認識です。今後の発行について、プレミア率を含め、どうお考えなのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

ハートフルクーポン券につきましては、これまでも適宜見直しを行いながら実施してまいりました。昨年の冬季発行分からはプレミア率を20%に引き上げ、購入方法を事前申込制にするなど大きな改善を図ったところです。

この変更につきましては、様々な御意見が寄せられておりますが、今年の上期分発売時の日曜日に、小さなお子様を連れて窓口に来られた方が、事前申込制となったので初めて買うことができましたとおっしゃられ、ハートフルクーポン券を受け取られた姿は大変印象深かったとの報告を受けており、事前申込制としたことで、これまで平日・日中の販売では購入機会のなかった方にも購入の機会が均等に広がり、改善につながったものと認識しております。

ハートフルクーポン券は、市民の方から大変好評を博しており、取扱事業者数も毎年増加していることや、商工会から継続の意向が示されていることなどから、市といたしましても継続すべきものと考えております。

また、現在は、本年度下期分の発行に向け、これまでのはがきによる申込みに加え、携帯アプリLINEを活用した申込みの導入を進めており、申込みにおける利便性のさらなる向上に取り組んでいるところですが、今後継続するに当たっては、商工会と協議をしながら、ハートフルクーポン券が市民の皆様にとってより使いやすいものとなるよう、常に改善を図りながら進めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 私の耳にも、ぜひこれを続けていただきたいという声が入っておりますので、前向きに改善を図りながら導入していただければと思います。

第一生命経済研究所の首席エコノミストの永濱利廣さんは、早稲田大学で行った講演の中で、アメリカのイエレン財務長官は、FRB議長だった2016年当時の講演、企業のマクロ経済研究で従来の供給側中心の成長理論を批判、需要不足が低成長を恒久化させるおそれを指摘しており、長期の成長のためには、マクロ経済政策により総需要を拡大し、高圧経済にする必要があると主張してきたと述べられています。このことは、ほかの日本の経済学者も言及しています。長らくデフレに苦しんできた日本経済は、供給サイドを支えることばかり行い、総需要が伸びてきませんでした。

私は、積極財政で地方から国を揺らせという公約の下、昨年の選挙に臨みました。ハートフルクーポン事業は、本市が支出を行い、まさに需要を拡大する施策であったと思います。需要が増えるということは、供給側にとっても投資を行い供給体制を整える動機ともなり、本市の総生産の増大にも寄与するものと考えます。このことは、次の大枠3つ目の質問にもつながりますので、次は大枠の3つ目、本市の経済成長について伺ってまいります。

1番、本市の強みはどこにあると考えるかについての御所見を伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 本市は、茨城県南部に位置し、全体が台地上にあり、安定した地盤で高低差が少ないことから、災害に強く、鉄道や高速道路などの交通アクセスにも優れ、充実した都市機能を持ちながらも、田園や豊かな自然が広がる、多彩な顔を持つ町であり、また、現在は圏央道の4車線化が進められるなど、今後さらなる発展の可能性のあるものと考えております。

こうした立地特性に加え、市内には牛久大仏や牛久シャトーなど、本市にしかない強力な観光資源も有しております。これらは、定住促進、関係人口増加には重要な要素であるとともに、企業などの事業展開の場としても有効なものであると認識をしております。これが本市の一番の強みであると考えております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 本市は、都内まで電車で約1時間、つくば市や土浦市も隣接するという立地に恵まれています。その恵まれた立地ゆえに、牛久市内で働く場の創出に力を入れてこなくても、ベッドタウンとして発展することができました。このことは、ここにいる多くの議員や執行部の皆さんも共通の認識だと思えます。

結果として、生産、分配、消費の循環の中、市外にお金が流出してしまうことや、市外からの流入が少なく、本市の市内総生産は県内下位に甘んじているものと考えています。

次に2番、その下位に低迷している本市の市内総生産を上げていく方策については、どのようにお考えなのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 議員から、市町村総生産のデータを基に、牛久市が低迷しているとの御指摘がございましたが、同データは、県民経済計算の算出方法に準じて県が算出しているものであり、一定の経済指標ではありますが、鉱工業生産指数などにに基づき算出しておりますことから、工場が立地する市町村が多く出る傾向にございます。

しかしながら、もとより企業の活動は、市町村や都道府県の区域を越えた広域的なものであることに加え、6月定例会の一般質問で議員がおっしゃっていた阿見町との比較では、人口、小売販売額、事業所数、課税所得額、税収といったデータにおいては牛久市が高く、一概に牛久市が低迷しているとは言えないものと考えております。

その上で、御質問の市内総生産を上げていく方策についてお答えいたします。

市町村内総生産を上げるためにということにこだわらず、牛久市を活性化させるために、先ほど申し上げた牛久市の強みを広く発信するとともに、県や関係機関などと連携した企業誘致、牛久大仏と牛久シャトーの二大観光スポットを核とする観光資源を活用した観光客の誘致、かっぱ祭りをはじめとした各種イベントの開催による交流人口の増加にも取り組んでまいりたいと考えております。

こうした取組を続けることで、牛久市への企業立地促進や定住促進、町のにぎわい創出、さらには地域経済の拡大を図ってまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 私は、牛久市が低迷しているとは申し上げておりません。私が残念に感じているのは、本市の豊かな観光資源や立地のよさといった強みが、本市の発展に十分生かし切れていないんだということです。

前回の質問で阿見町との比較を行ったのは、隣町だということから、似たような立地でありながら、阿見町が本市の約1.8倍の1人当たり総生産となっていることに驚いたからであります。また、そのほかの指標、例えば歳入に関しては、令和4年度の決算の数字ですが、名目値ではなく、市民1人当たり直せば、本市の数字はやはり県内下位で40位前後となっています。

私は、本市の悪いところをあげつらいたいわけではありません。この現状は、本市の成り立ちや少子高齢化の進む現状に鑑みれば一朝一夕に改善できるものではないと、できるものとは私も考えていません。まずは、現状についての認識を正しく持ち、何が足りていないのかの検証を行い、取り得る策は積極的に取るといった姿勢が必要かと考えます。

同僚議員への御答弁において、沼田市長は、牛久市は分岐点に立っているとの御認識を述べられました。私も同様な認識を持っています。本市は、若年女性の人口増減予想において、県内で上位4番目に減少が少ないと予想されるなど評価も受けています。今後の取組いかんによっては、

人口が増える事態になることも不可能ではないと考えています。そのためにできることは何なのかと検証し、知恵を出し合うことが必要だと考えます。

阿見町が本市の約1.8倍の1人当たり総生産となっていることの理由、それは御答弁ありましたように、工場が立地するということが理由の一つかもしれません。であるならば、本市も工場の誘致などにも力を入れるべきであろうと感じます。現在、県と協力して対応していただいていることとは思いますが、工業団地の整備や工場の誘致、また牛久市特定中心市街地事業所開設準備補助金についての現状を確認させてください。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 今議員お話しのとおり、工業団地の整備や企業誘致に当たりましては、現在茨城県との連携を図りながら対応を進めているところとなります。茨城県との連携によりまして、県の持つノウハウや情報を活用できるとともに、市の財政負担の軽減を図ることができるものと考えておりますので、現在の状況としましては、茨城県におきまして、牛久市内の複数の候補地につきまして、産業用地としての適地検討を行う開発可能性調査を実施いただいているという状況となります。

次に、牛久市特定中心市街地事業所開設補助金の現状につきましては、本年4月の制度開設以降、複数の企業から問合せをいただいております。その中には、補助制度を活用し、牛久市への進出を前向きに検討いただき、現在協議を行っているという企業もございます。

また、現在の補助制度の趣旨という雇用の創出の部分なんですけれども、そこには合致しているんですけれども、現在一部の制度と合わない事業者からも協議の申入れがあり、今後状況によっては制度の変更も必要となる場合があるかということで、今内部のほうで検討している状況となります。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 ありがとうございます。

本市の大きな課題である市内経済の改善については、一つの方面からではなく多方面から見るのが大切かと存じます。実行可能な施策をちゅうちょなく行うことで、生産、分配、消費の好循環を生み、市内の雇用を増やし、ぜひ牛久に住みたいと多くの人に選ばれる町にしていきたい、そう考えています。そのためには、本日質問させていただいた市営住宅の整備やハートフルクーポン事業についても、とても大切なことだと考えています。

私は、昨年の初の定例会から、これまで本市の人口についてや職員数について、また財政についてなど、一貫して本市の発展に関することについて質問をしてきました。今後も、オール牛久で建設的な議論をさせていただきたいと考えておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。御答弁いただきました執行部の皆様、ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で12番出澤 大議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時10分といたします。

午後2時59分休憩

午後3時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番遠藤憲子議員。

〔9番遠藤憲子議員登壇〕

○9番 遠藤憲子 議員 皆様、こんにちは。日本共産党の遠藤憲子でございます。

通告順に従いまして、一般質問を行います。

一般質問も、3日目の今日は最終の登壇となりました。今回の4項目は、大変市民の要望が高いもの、質問をいたします。

初めに、学校給食についてであります。

市長の公約でもあります学校給食の無償化、子育て世代の皆さんからは大変要望が寄せられております。小学校の学校給食はいつからなんですか。皆さんの関心、大変高いです。これから予算編成に入ると思いますが、小学校の学校給食無償化の計画について、考えを伺います。

また、ほかの自治体でも無償化導入の手法として、低学年の1・2・3年生から、また中・高学年、4年生、5年生、6年生など分けて検討している自治体もあると聞いております。牛久ではどうでしょうか。もし試算をしているのであれば、その点についても伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 市立小学校の給食費無償化に向けては、全庁的に財源確保に取り組んでいるところですが、新たな財政負担を伴うため、財政状況を勘案しながら、実施する時期や方法について段階的な実施を検討しているところです。

先ほど御発言であった低学年と高学年ということですが、決して低学年と高学年を分けることを想定しているわけではありませんけれども、市立小学校の給食費無償化に係る予算について、令和6年の5月1日時点での児童数を基に積算をした場合には、新たな財政負担は全体で約1億9,800万円であり、内訳として低学年では約9,300万円、高学年では約1億500万円となります。

学校給食費の無償化につきましては、国でも子育て支援の中の課題としていることから、引き続き国に対しても必要な財源措置を要望してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今、まだ予算編成にも入っていないので、財源確保の問題については、はっきりとお答えはいただけませんでしたけれども、学校給食というのは非常に、市長の公約でもありました。今年の4月からは、中学校から始まって、多くの皆さんから大変子育て支援が進んだと喜ばれるお声もいただいております。ぜひ、この学校給食につきましては、かなり小学校では約1億9,800万ですか、その予算となるという数字も出ておりますので、この数字を、

やっぱり財源確保という点では、子供たちの給食というところは義務教育の一端でもありますので、そういう点でもぜひこの点では進めていっていただきたいと思います。皆さんからも、一日も早く実現されるように、そういうような対応を求めて、次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、千葉県のいすみ市で農業者と連携をし、小中学校の学校給食に有機米を導入したということであります。地域農業の活性化にもつながる政策ではないかということで質問をいたします。

確かに、有機農業といえば、科学的に合成されました肥料や農薬を使用しない、遺伝子組換え技術を利用しない、農業生産による環境への負荷をできる限り低減する、このようなクリアしなければならないそれなりの条件が多々あり、化学肥料や農薬に頼らずに自然と共生し、環境を大切にしながら農業を行うことだと言っております。

牛久市は、水と緑の町、これをうたわれておりました。自然豊かな里山の風景もあります。環境に優しい有機農業への転換を図ってはどうかと考えるからであります。といっても、有機農業を行っている農業者はどこにいるのかと言われてしまいますが、確かに現在は見つけることはできません。しかし、牛久市でも河童米など独自に契約栽培に取り組んで、おいしい米づくりに取り組んできた経験を持つ農業者がおられます。

ここで、いすみ市の取組を少しお話をいたします。千葉県のいすみ市、千葉県の南東部に位置し、人口は約3万3,000人、面積は157.5平方キロメートル、牛久市の約2倍の広さがあります。2012年から、町が一体になった自然と共生する里づくり協議会で、環境に優しい有機農業への転換に取り組み、今も挑戦をしているそうです。それは、コウノトリと共生する町、兵庫県の豊岡市の取組に感銘を受けたいすみ市長の強い呼びかけが発端だといいます。

協議会では、有機農業を通して、将来どんな地域を目指すのかという話合いを重ねてきたそうです。その過程で、我が国の農業や食を取り巻く現状は深刻であること、とりわけ次世代を担う子供たちの食が脅かされている現状を重く受け止めるようになったといいます。環境保全や農産物のブランド化を意図して始まったいすみ市の有機稲作は、これを機に子供たちの食生活改善に向けられていきました。

いすみ市の場合、学校給食の安全性を高めるだけを焦点に置いたわけではないといいます。農家をはじめ、環境団体や事業者、市民と市役所が一体になって、環境と経済の両立を目指す協議会をつくっておりましたので、この会を中心に、総合的な観点で、有機農産物の学校給食について、必要性や可能性を議論してきたそうです。学校給食で子供たちをどのように育てたいのかといった議論に加えて、地域の農業をどうしていきたいのか、地域の環境や食文化をどうしていきたいのか、どのような地域と認識され、どのような人たちに住んでもらいたいのか、学校給食を進めることは、自分たちの地域そのものをどうしていきたいのかと同じことだといいます。単に農業の都合、環境の都合、教育の都合だけに固執するのではなく、総合的な課題として捉え、合意形成を重ね続け、学校給食に有機米を取り入れることにつながったと言いました。プロセスを大事にしながら、町ぐるみで有機米づくりを進めていこうという、こういう協議の中で、農家からの希望や市長の強い賛同を得たことから始まりましたが、調整や合意形成の中心になったの

は、JAや市役所内の関係部署の皆さんだそうです。

いすみ市が学校給食に有機米を導入した経緯をお話ししましたが、人材や環境も違うし、牛久には初めから無理、このように思わずに、地域づくりや学校給食に有機米を取り入れている市があるということ、ほかとは違う特徴を持ち、関心を持ってもらう一助にもなればと考えます。

このような考えの下で、市の考えはどうでしょうか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 牛久市の学校給食においては、食を通じて地域の自然や農業を理解することや、食文化の継承を図ること、さらに自然の恵みや生産者への感謝の気持ちを育むために、地産、地場産物の活用促進に努めております。

議員からお話があったいすみ市は、有機米の栽培をしている農家があったために実現できたと聞いております。牛久市では、牛久市産コシヒカリを提供しており、有機米の導入においては市内で有機米を栽培している農家が現在はいないことや、価格が約1.8倍に上ることから、現在の状況ではなかなか厳しいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今次長のほうからも、学校給食のお米は牛久産だと私どもも聞いています。有機米については、価格的にも1.8倍になるので、この導入というのは厳しいようなお答えでございました。

今、牛久産のコシヒカリということなのですが、この搬入先ですね、それは多分牛久の農家の方だと思うんですが、栽培方法とかについては市のほうで把握をされているのか、慣行栽培だと思いますが、多少でも農薬など、低農薬などに使っているのかどうか、その辺を把握しているのかどうか伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 詳細は把握はしておりませんが、低農薬ということは何ったことがございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今ちょっと聞こえなかったんですが、低農薬などを使用しているのかどうかということを確認したかったんですが、いかがですか。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 詳細については伺っていませんけれども、低農薬だというふうに聞き及んでいることはございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 ありがとうございます。

確かに、今お米の問題については、いろいろと米不足とかそういうのも今出ていますけれども、

このように学校給食のお米というのは、子供たちが口にするものですので、なるべく安全なもの、安全というのがどこまで言えるかどうか分かりませんが、なるべくそういうような農薬を使わないもの、肥料なんかも化学肥料ではないものというのが多くの保護者の願いでもありますので、その辺のことについてもぜひ把握、全部ではなくても結構ですので、ちょっとその辺についても調査をお願いしたいと思います。

続きまして、市の観光政策について伺いたいと思います。

市長も観光振興に力を入れているとおっしゃっておいりました。牛久といえば牛久大仏が有名であります。テレビやマスコミなどに取り上げられますと、観光客が訪れる機会が増しております。市のホームページを見ますと、JR常磐線を利用して、大仏へのアクセスにはバスの利用が1日3便とありました。あとは自家用車、車での移動が表示をされております。牛久駅にはそのような表示というのが確認できませんでした。牛久大仏アクセスへの案内が見当たらなかったものなので、せっかくこういうふうに取り上げられても、行ってみようかなと思っても、行ってみたものそこに行く手だてがないということでは、せっかくのチャンスを逃しているのではないかと思います。市でも何らかの宣伝、対応をすべきではないかと思いますが、その点について考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 現在、牛久駅から牛久大仏までの交通手段といたしましては、議員おっしゃるとおり関東鉄道の路線バスによる牛久駅東口から小坂団地・牛久浄苑ルートが運行されており、往路復路合わせて平日6便、土日、休日はあみプレミアムアウトレット行きとして16便が運行されております。なお、土日につきましては、全て牛久駅東口と牛久浄苑間は直行便となっております。

あわせて、案内の表示なんですけれども、牛久駅のホームを出まして、向かって正面の壁の左手側に牛久浄苑、牛久大仏というサイン入りの看板がございまして、そこの左下に、まず東口バス2番乗り場牛久浄苑行きという表示がまず1か所ございます。その後、東口の階段を降りますと、バス乗り場案内という大きな看板がございまして、そこの左下に2の路線バス、乗り場の2番の表示として、小坂団地行き、牛久浄苑・大仏行き、あみプレミアムアウトレット行きという案内が2つ目としてございます。3つ目なんですけれども、3つ目は実際のその2番のバス乗り場、ここは2番という大きい表示の反対側に、同じ大きさで大仏の写真が表示してございます。表示については、以上3か所が市で把握している案内となります。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 この頃、マスコミで結構牛久大仏取り上げることがありました。やはりアジアの方なんかは、牛久といえば牛久大仏というかな、そういうような認識をお持ちの方が多いようです。まず、牛久を知ってもらうのに牛久大仏ということならば、それなりの、今部長のほうからも、こういうふうに案内は出していますよということなんです、大変その辺では、例えば小坂団地経由牛久浄苑行きですか、そういうことで、なかなか皆さんにぱっと分かりづらいというかな、そういうような表示というのは、その辺は市が宣伝をすることができるのかどう

か、その辺はちょっと分かりかねますが、牛久大仏、牛久大仏という、いろいろなところでお名前を聞くものですから、そういう点では、市のほうでももう少し分かりやすい表示というか、そういうものは考えられないのかどうか、もう一度伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 もう少し分かりやすい表示という点につきましては、関係各課や関東鉄道株式会社とも、どういったことができるのか協議をしてみたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 これはちょっと違う例かもしれませんが、龍ヶ崎にある、あるスーパーなんですけど、そこでは、例えばどこどこ行きのバスは何時何分に出ますよという電光掲示板じゃないんですけど、そういうのがすごく出ているわけです。誰が見ても、これは何だということが一遍で分かるというか、そういう分かりやすいものというのが、やはり牛久はいろいろいろいろな行事等をやっているけど、なかなかこう宣伝がすぐに分かりにくいという部分、市民の方からも言われることがありますので、ぜひこの点については検討をお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の観光政策の中で、観光アヤメ園、この改修計画と基本的な考えについて伺います。

市民からも、観光アヤメ園につきましては意見が寄せられているところでもあります。観光という名をつけるのであれば、市としてもそれなりの対応が求められているのではないのでしょうか。現在の姿、観光地としてはどうなのかということを考えてまいります。市としての改修計画はあるのか、基本的な考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 牛久観光アヤメ園には、およそ2万本のハナショウブ、アヤメ、カキツバタが植えられており、その大部分がハナショウブとなります。ここ数年は、ハナショウブの開花が思わしくない状況が続いていることから、これまでアヤメで有名な潮来市の担当者や専門家、及び市内造園事業者などに相談を行ってまいりました。これらの相談から得られた情報から総合的に考えてみますと、昨今の状況の大きな要因は、連作障害とアヤメ園の土壌環境にあると推察されます。

そもそも、アヤメ科の植物は連作障害の傾向が強く、毎年満足できるような状況を維持するためには、土壌の入替えや、株分けなど球根の管理が必要となります。また、環境面では、ハナショウブは開花時期には水を必要としますが、それ以外の時期は水分が多過ぎてもよくないと言われております。

これらの要因を改善するには、アヤメ園全体の抜本的な土壌改良が考えられますが、それには多額の経費がかかります。そこで、今年度は市内造園業者等と協議した上で、試験的にアヤメ園の一部でポット仕立てのハナショウブ苗の植付けを行いました。ポット苗の土は、ハナショウブの生育に適した土ですので、これを徐々に拡大していけば、連作障害と土壌改良の両方の対応策につながる可能性があります。幸い、今年度はこれらの苗が育ち、開花いたしました。この状況

が来年度も継続するかどうかを検証するとともに、その結果をもって今後の方針を検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 そうしますと、観光アヤメ園というのではなく、現在はハナショウブという、アヤメではなくハナショウブの花に替わったということなんですね。全体的には、土壌を入れ替えなくてはいけない、連作障害があったということなんですけれども、かつてこのアヤメ園を管理していましたNPOの方のお話をちょっと聞く機会がございました。ここまでこのようになってしまったからには、相当な費用がかかるだろうと言われたことがあります。最初からアヤメに適さないような土壌だったのか、そうではないと思いますね。連作障害ということならば、次の年には違うものを植える、そしてまたそれを計画的に管理をしていく、そういうような計画性を持ってやっていたならば、ここまでひどくはならなかったのではないかと思います。

いろいろ、今度はポット苗でハナショウブ、今回はそういうようなことで対応されたけれども、今後の市のほう、多額な費用がかかってしまうということでは、今後のアヤメ園という、観光という名をつけてのそういう問題についてもどういうふうに考えていくのか。やはり観光ということには、皆さんが訪れたいくなるような、せっかくアヤメ園の周りにはいろいろと整備をしてやっている、牛久市の観光地として準備をしたはずですので、その辺についてもっと対処していくべきではないかと思いますが、その辺の基本的な考え、再度ちょっと、このままいくのかどうか分かりませんがという御答弁もありますが、もう少し計画について、ある程度方向性を持った答弁をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 連作障害、これまで対応できなかったのかという点につきましては、事実として開花具合が芳しくないというのがございますので、市として反省すべき点は反省して、それは今後に生かしてまいりたいと思います。具体的な計画等は現状でございませんが、造園事業者や専門家などのアドバイスを受けながら、せっかく40年近い歴史のあるアヤメ園ですので、できる限り継続できる方向で取り組んでまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 そうしますと、今具体的な計画というのはお持ちでないということではないんですかね。今ちょっとそんなようなふうに、せっかく本当に観光アヤメ園と牛久のホームページにも載っていますよね。ですから、やっぱりその辺も、観光という名をそこにうたっていくならば、やっぱりそれなりの手だてをして対処を早くしないといけないのではないかと思います。造園業者の方の御意見もあるでしょう、それから潮来の、その方にもお話を聞いたと思いますので、その辺のことは、ぜひ今後について進めていただきたいと思います。

続きまして、3番目の質問です。市の住宅政策についてでございます。

今、同僚議員の質問の中で、状況等については分かりましたが、市営住宅の空き状況、現在の空いている状況などについてお示してください。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 現在、牛久市には市営住宅が7団地あり、合計65棟266戸の市営住宅を管理しております。

御質問のとおり、空き室は年々増加をしており、空き室の状況といたしましては、現在も入居者を募集している鉄筋コンクリート造の市営住宅では、192戸のうち67戸が空き室で、空き室率は35%となっております。また、現在新規募集を停止している木造の市営住宅では、74戸のうち29戸が空き室、空き室率は39%です。これらを合わせた市営住宅全体では、266戸のうち96戸が空き室となっており、全体の空き室率は36%となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今、次長の答弁で、空き室の状況が分かりました。

それでは、この市営住宅の空き室の原因ですね、それとどのように把握をしているのか、また改修計画について伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 牛久市が管理している市営住宅には、木造住宅と鉄筋コンクリート造の住宅がございます。木造住宅は、いずれも築50年以上経過しており、既に耐用年数を超えていることから、建て替え・用途廃止を決定するまでの間、入居者を募集せずに政策空き家としております。この政策空き家を順次解体していき、管理上の空き室を減少させる計画としております。

一方で、入居者を募集している鉄筋コンクリート造の住宅においては、過去3年間で実施した入居者募集の平均倍率は0.69倍と1倍を割っており、募集をしても埋まらないという状況でございます。

入居者を募集しても埋まらず、年々空き室が増加している原因としましては、建物の老朽化による入居意欲の低下や、新規入居時に入居者が負担するエアコンや給湯設備などの購入費などが要因として考えられます。具体的には、鉄筋コンクリート造の住宅は、平成18年に前山住宅へ3棟24戸を増設し、以来18年間市営住宅の新設はしておらず、築40年以上の建物が6棟74戸と4割を占め、老朽化が進んでいることから入居を避ける人が多くなっているとも考えられます。

また、前山住宅とユニットバス改修を実施した一部の部屋を除いたほとんどの住宅では、浴室が古いタイプの在来浴室となっているため、入居時には個人負担で浴槽とガス釜の設置が必要となり、エアコン、コンロ、給湯器や居室の照明などと合わせて、かかる初期費用が多額となり、入居を避ける原因の一つとなっていると考えられます。

こうした建物の老朽化や古い設備の改修を計画的に実施するために、牛久市では、牛久市市営住宅長寿命化計画を策定しております。この計画では、建物の老朽化対策に加え、ニーズや時代に合わせた必要な改修を計画的に実施するよう定めており、これまでも屋根・外壁改修や給水ポンプの取替え、浴室のユニットバス改修などを実施しております。また、この計画に定められた改修工事については、国の交付金の対象工事となることから、積極的に交付金の活用をしながら

改修を進めてまいります。

この長寿命化計画は、平成24年3月に策定し、平成31年3月に改定を実施しておりますが、近年の社会情勢の変化や市営住宅の需要が低下している状況に対応するために、今年度全面改訂を実施いたします。既に業務委託を発注済みであり、住宅需要と供給の分析や、入居者へのアンケート調査、建物の劣化状況調査による改修計画の策定に着手しており、これらを計画に反映することで、今後の10年を見据えた市営住宅の維持管理方針を定めてまいります。

今後の改修につきましては、新たに策定する長寿命化計画に基づき、ニーズや建物の状況に応じて耐久性・安全性・居室性の向上、バリアフリー化などの必要な改修を実施してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 原因は老朽化ということと、やはり中のいろいろと、入居のときに必要ないろいろな諸費用などもあると思います。

先日、新聞報道で見たんですけれども、市営住宅を、今入居条件の中には所得状況、所得調査というのがあると思います。この群馬県の太田市では、市営住宅の入居の際に所得は問わない、ただ入居できる記事がございました。該当する方というのが、新婚の夫婦の方とか、結婚を予定しているカップル、この方が入居できるようにした、この太田市の取組というのが成果を上げているそうです。その一つが、所得制限をなしにしたという記事でありました。

牛久では、現在公営住宅法で、それは目的外のことだということは以前に聞いたことがあるんですが、所得状況とか単身者用ですね、ファミリーなどの人数の問題もあります。それと、入居時の必要な、先ほどの風呂釜とかエアコンなどの初期の発生する経費、そういう問題についても、何らかやっぱり入居条件の緩和についてどういうふうに考えていくのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 お答えいたします。

ただいま議員からお話のありましたように、入居条件ですね、こちらにつきましては、先ほど出澤議員の質問でも答弁をさせていただきましたが、まず入居条件としましては、市内在住の方、または市内勤務の方というものを条件としております。今御質問のありましたとおり、それに加えて収入基準というものもございます。この収入基準につきましては、公営住宅法及び施行令にて定められておりますので、入居に際して収入基準、またその収入基準を満たしているというのは法令で決まっているので、必ずこちらは満たしている必要があるというふうに判断をしておりますので、牛久市としまして、現時点でその収入基準について撤廃等というものは考えておりません。

また、先ほど来お話をしていますとおり、風呂釜であるとか浴槽、こちらの購入というものが、在来型のお風呂の場合はどうしても出てきてしまいますので、浴槽の改修をする際にユニットバス化することによりまして、この風呂釜と浴槽、こちらの購入というものの負担を軽減することができるということで、少しでもその入居時の負担を軽減するというところも視野に入れた上での改修というものを行って、少しでも入居率を上げようというふうに考えておりますし、先ほど

お話ありましたとおり、目的外の使用ではなくて、まずは本来の市営住宅の目的である牛久市に在住もしくは勤務されている方で低所得の方に低廉な価格で住居を提供するということを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 そうしますと、これは群馬県の太田市が実施をしたということの新聞記事でありましたので、牛久では収入基準とかそういうもの、目的外の使用ではなくて、現在の状況の中から空き状況などを改善していきたいということでありました。

しかし、この入居の条件のところでは、特に単身者用、今高齢の単身者には、民間の住居というのが大変借りにくいという話も聞いておりますので、やはりこの市営住宅の役割としては、そういう市民の方が住宅に困難を極めているときには対応すべき役割があると思いますので、もうこの単身者用だけではないと思いますが、たしかこの入居のときには保証人が必要だということもあったと思いますが、もし保証人の方が見つけれなかった場合の対応というのは、市ではどういうふうに考えているのか、この辺についても伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 お答えいたします。

今お話ありましたとおり、単身世帯の方のニーズが非常に高くなっております。これは先ほども御答弁したとおりでありますので、単身者向けの部屋というのが非常に少ないのが現状です。ですので、先ほど来お話ししていますとおり、今後単身者向けに居室面積の小さいものを改修して、ファミリー向けから単身者向けに切り替えをする。また、募集についても定期募集から随時募集に切替えというものも視野に入れて、そのニーズ等のミスマッチというものを解消していこうというふうに考えております。

今お話あった保証人についてですけれども、保証人になっていただける方がいないという方は確かにいらっしゃいます。その場合、民間の会社で保証するというふうな制度もございますので、そちらを御紹介して活用していただければというふうに、いろいろ相談には乗っているところで

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 そうですね、今御答弁のあったように、ファミリーだけじゃなくて、単身者の方の非常に要望が高いと思いますので、現在の居室の環境をそういうように変えていくということが大変重要だと思います。

結局、こういう公営住宅であったとしても、空いていてもその維持管理というのは必ずかかってくるわけですね。そういうことを考えれば、多くの方が入居するような条件というのを、やはり緩和をして、その辺緩和というか、部屋の内容を少し変えて入りやすいような、そういうようなものに変えていくことのほうが、やはり施設を維持管理する側としては非常に必要だと思いますので、その辺については前向きに進めていただきたいと思います。

続きまして、猪子住宅のことでございます。猪子住宅の改修計画、これ前市長時代の計画であ

りました。現在はどのようなふうになっているのか、そして現在と今後の考えを伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 牛久市では、市営住宅の長寿命化計画に基づき管理運営を実施してまいりました。平成24年度の計画策定当初から、老朽化していた木造住宅を1か所に集約する計画としており、以来、市は入居者の移転支援や既存の木造住宅の解体を進めてまいりました。平成30年度には、木造住宅建て替えの基本構想を策定し、猪子住宅の敷地に既存の木造住宅を集約する方針を定めました。

令和3年度には、2階建ての木造住宅2棟16戸を建設し、集約化を開始予定でございましたが、ウッドショックと呼ばれる木材価格の急騰が発生し、木材の価格が2倍以上に跳ね上がったため、工事の実施を見送り、その後の人件費高騰や資材物価高騰もあり、工事実施には現在も至っておりません。

また、木造住宅の入居者の半数以上が80歳を超える高齢者であり、移転に係る精神的不安や、移転後の家賃が上がることによる経済的な影響も懸念されております。これらの理由から、猪子住宅への集約・建て替え事業の見直しが必要となっております。

今後の方針としましては、今年度実施いたします寿命化計画改定業務において、需要と供給の分析や市営住宅の入居者へのアンケート調査などを行い、ニーズを把握し、ほかの鉄筋コンクリート造の市営住宅に移転希望を持つ入居者には移転をしていただきながら、住宅に困窮している方々に適切な住居を提供するための手段として、PFIなどの民間資金活用による建て替えや、急激な社会変化で市営住宅の需要が増大した場合に対応できるように、民間住宅の借り上げや家賃補助といった様々な手法を比較検討してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 そうしますと、猪子住宅につきましては、現在のところ、いろいろな社会的な情勢によって、今のところは計画自体はまだ残っているということでもいいんですかね、もうこれはなくなったというふうに考えていいのか、たしかこれ国のお金も入っていると思うので、その辺のこと、ちょっとこの辺を把握していなかったもので、その辺ちょっともう一度伺いたいと思います。

計画自体は、今猪子の方々は、結局もう80代を超える方々で、現在でも64戸の中の38戸が入居されているということで、空きが26戸空いているということで、現在はもう新規の入居者は募集をしていないということはもちろん把握はしましたけれども、今後そういうような計画、その住宅についてはいろいろ把握をしながら分析をしながら、今後の計画を生かしていくということなんですが、このもともとの計画自体は現在も存在しているのかどうか、その辺ちょっと確認をさせてください。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 お答えいたします。

計画自体が今現時点なくなったかというところですが、なくなったわけではございません。ただ、今年度実施をいたします、先ほども御紹介しました長寿命化計画の全面改定、この中で、住宅の需要と供給の分析というものを行いますので、その分析の結果等を踏まえて今後考えていくと、見直しが必要であれば見直しますし、今現時点なくなったというわけではないというところがございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 たしか、この計画をつくったときには、国の補助金というか交付金が入っていたと思いますが、それはどうなっているのか伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 今御説明したとおり、中止したわけではございませんので、国の補助金についても、現時点では当初のままというところがございます。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 分かりました。

それでは、住宅政策の中の4番目の質問です。これ家賃補助についてなんですが、今までは市営住宅のことについて伺ってまいりましたが、この家賃補助というのは、民間の住宅に入居した方についての家賃補助についてであります。ほかの自治体では、東京のある区の話でございますけれども、保育士確保に向けまして、処遇改善だけではなく家賃補助も実施、そして保育士確保につなげているということがありました。

牛久市でも、県の移住支援策もありますけれども、定住促進の観点から、この民間の住居に入居した方への家賃補助について、市の考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 移住・定住施策といたしまして、市外からの転入などに対して民間賃貸住宅に関わる家賃補助の支援等を行うことは、移住を検討している方々の意向に一定程度の影響があるものと考えております。

既に実施しております、移住支援金事業であるわくわく茨城生活実現事業におきましても、支給対象の全ての方ではございませんが、移住先の一つのきっかけとなったとのお声もいただいているところであります。

民間賃貸住宅に対する家賃補助支援につきましては、移住施策や若い世代の定住人口の増加対策、また中心市街地の再編など良好な住環境を整備する目的で、一定の補助金を給付する自治体があることは承知しており、近隣市町村では、つくば市が保育士の確保を目的としたつくば市保育士就労促進助成金として、月2万円を限度に最大12か月の家賃助成を行っております。

一方で、条件等を整理しなければならない課題も多くあり、現時点におきましては、総人口は減少しているものの、本市の地理的優位性などから、転入転出の差である社会増減はむしろ増加しており、移住先を検討している世帯に対する家賃補助の支援等の導入につきましては、その効果について、手法を含め慎重に検討する必要があると考えております。

今後、移住・定住施策を進めていく中で、本市にとってどのような施策が有効か、何が喜ばれ、若者世代を引きつけるためには何が必要なのかを含め、近隣市町村の動向も参考にしながら、本市に適した支援策を検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 確かに、いろいろとわくわく、その支援の、これ県の事業ですよね。单身の方、それから夫婦、子供がいらっしやるとそれにプラスアルファがついて、かなりの移住するときにあつての費用が補助をしていただけるということでは、いろいろな考えもあると思います。特に、今若い女性が、これは本当かどうか分かりませんが、結婚をして移住をしてくださるならば60万円を払う、60万円の支給があるというかね、そんなようなお金で人をあちらこちらで奪い合うというか、それは非常に何か正しいやり方ではないなと思っております。ただ、このみんな東京一極集中ではなく、地域になって牛久を選んで住んでいただける、特に若い方々が牛久を選んで住んでいただける。そのための何かプラスアルファというものが、やはり牛久をPRする第一の条件ではないかと思えます。

皆さんもおっしゃっていますように、牛久は災害も幸い少ないし、それからいろいろな高低差もありませんので、大変住みやすいところだということで、つくばではなく、それから土浦でもなく牛久を選んで、ある方がおっしゃっていただきました。町自体がコンパクトであるし、人が住むにはちょうどいいぐらいの大きさなんじゃないかなということもおっしゃっていました。そういう観点から、牛久で選んでいただけるように、こういうある程度ほかの自治体とは違った差別化みたいなもので、ぜひ選んでいただけるような政策を打ち出していただきたいということで、次の質問に移りたいと思います。

これは、最後の質問になりますが、4番目として、ぶどう園通り、皆さんも御存じだと思いますが市道22号線と言うそうです、から国道6号の出口の交差点、この右折レーンの設置をということで市民の方から要望されております。国道の6号出口には右折レーンがないために、車が直進できずに渋滞が日常的に発生をしております。同僚議員の質問でもありましたように、駐車場がなくなりました、そして今マンション建設が進められております。出入りをする車両も増加するおそれがあると思います。右折レーン設置に向けまして、市民要望も大変高く、早急な対応が求められているところでございます。これまでの取組と現状について伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

御質問の牛久市役所入り口交差点につきましては、ぶどう園踏切から国道6号に出る際の右折レーンがなく、渋滞が日常的に発生していることは市といたしましても認識し、右折レーンの設置に向け、平成28年度より整備に着手いたしました。しかしながら、事業用地取得に向けた測量業務において、取得予定地の隣接地権者のうち、一部の地権者から土地への立入り自体を拒まれたことや、地権者同士の合意形成を図ることができず、事業を休止せざるを得ない状況に陥りました。

このことについて、平成30年第3回牛久市議会定例会の一般質問において、隣接地権者との

調整が必要である旨や、引き続き粘り強く交渉していく旨の答弁をさせていただいたところでございます。

現状としましては、隣接地の所有者が変わったことをきっかけに、事業の再開に向け、改めて今年度当初予算に測量業務委託費を計上し、事業を進めているところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今まで御苦勞されていた取組と、そして現状についてお伺いいたしました。

そうしますと、今後の右折レーン設置について、今回いろいろと予算にも入っているということではございますが、今後のレーン設置について市の考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 先ほど御答弁しましたとおり、当該交差点での日常的に発生する渋滞につきましては、早急な対策が必要だと認識しており、既に事業を再開しております。今年度当初予算に計上させていただきました測量業務につきましても、既に委託契約を交わしており、測量業務を実施しているところです。

今後も、継続して整備を進める予定であり、今年度中に用地境界の確定及び地権者に対して用地協力に向けた意向確認を実施いたします。用地協力の内諾を得られれば、令和7年度以降に測量設計業務委託や、茨城県警、国土交通省など関係機関との協議に着手し、用地取得や補償、右折レーン設置工事と順次進めてまいります。

整備完了までには数年を要することになりますが、右折レーン設置に向けて鋭意進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今市長より、今後の方向性について、右折レーン設置までのいろいろな経過、そしてまた方針について御答弁いただきました。このなかなか進まなかった理由というのが、さきほど答弁いただきました取組の中でも分かりました。

今後、その右折レーンができれば、それでいいのかということではないと思いますので、今後道路の環境整備も含めまして、皆さんこの辺については大変関心を持っているところでございますので、今後もその辺は進めていただきたいというふうに思っております。

今回、いろいろと市民の皆さんから様々な要望をいただきました中で、前向きに御答弁いただきましたものもございました。特に、学校給食については、なかなかこれも予算が伴うものなので、いつ、どうなのかということは、今後また皆さんと一緒にいろいろな活動を進めていきたいと思っております。

ぶどう園通りにつきましては、今までの取組、そして現状について、そして今後の考えについても確認をすることができました。いろいろと今後、様々な課題を抱えております牛久市ではありますが、市民の願いを、そして要望を一刻でも早く実現をするため、議会等で質問を取り上げていきたいと思っております。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で9番遠藤憲子議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。お疲れさまでした。

午後4時05分延会